資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記４に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(１)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(２)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(３)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(４)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

特定非営利活動法人北海道NPOファンド(24通1)

団体代表者　役職・氏名

代表理事　今野佑一郎

法人番号

7430005003709

申請団体の住所

札幌市中央区南八条西二丁目5番74市民活動プラザ星園201号室

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者　部署・役職・氏名

[redacted]

担当者　メールアドレス

[redacted]

担当者　電話番号

[redacted]

3.コンソーシアム情報

(1)コンソ　シアムの有無

コンソ　シアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ　アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ　アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、　般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2 .本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業県連書類の提出

事業名

道南(渡島・檜山)地方における地域再生・持続可能な共助福祉社会　5つのステップで目指す地域福祉のリノベーション

複数選択

草の根活動支援事業
地域
北海道

休眠預金活用事業　事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙１の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ．事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	道南(渡島・檜山)地方における地域再生・持続可能な共助福祉社会			
	事業名（副）	5つのステップで目指す地域福祉のリノベーション			
	団体名	認定NPO法人北海道NPOファンド	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-2地域ブロック			
事業の種類3		北海道ブロック（北海道）			
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

	領域／分野
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
○	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
○	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_11.住み続けられるまちづくりを	11.2　2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	特に地方における、生活支援サービスの提供により、高齢者と社会のつながりが絶たれないことを目指します。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.7　2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	特に地方における、生活支援サービスの提供により、高齢者と社会のつながりが絶たれないことを目指します。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	民間の共助の仕組みと、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、高校、大学、行政をつなぐことを目指します。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的　183/200字
当法人は、遺贈寄付を原資として、民間公益活動の自律的発展を資金面から支えることを目的に、北海道NPOサポートセンターの前身であるNPO推進北海道会議により設立された。 市民、企業等から広く資金を募り、市民による自発的な非営利公益活動を実践する市民活動団体(NPO)、民間公益活動への助成事業および持続可能な地域社会の仕組みづくりに資する活動を行うことを目的とする。
(2)団体の概要・活動・業務　196/200字
1.民間非営利公益活動への助成事業 ・設立以来20年以上、市民から広く寄付を募り助成する市民ファンドを運営、一般助成、事業指定型寄付助成、冠基金、災害支援の４部門に分かれる。※全国コミュニティ財団協会正会員 2.助成事業に関わる啓発事業の実施。近年は社会的インパクト評価、組織評価の推進に注力。 3.遺贈寄付の促進により非営利セクターの資金循環を促進する ※全国レガシーギフト協会正会員

Ⅱ.事業概要					国外活動の有無	−	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/10/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	北海道渡島振興局、檜山振興局	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	実行団体の有償ボランティアのサービスを受ける住民。および運営者として参加する学生や住民。					(人数)	登録住民30人×5団体＝150人 参加学生5人×5団体×2年＝50人	
最終受益者	渡島振興局・檜山振興局の住民、インターンシップに参加する大学、高校					(人数)	渡島振興局36万人(2024年時点)、檜山振興局3.1万人(2024年時点)	
事業概要 586/600字	本事業は、人口減少社会においても誰もが地域で暮らしていける社会を目指して、渡島檜山地区において介護保険外生活支援サービスの実施および、それを支える有償ボランティアネットワーク構築を、高校や大学の地域インターンシップの活用を主たる活動内容とする。本事業で中心として構築・定着を目指す有償ボランティアの仕組みは、ICT活用、学生インターンシップの活用により、従来の高齢者のみの共助活動から一歩進めて、若者や多世代の参加の余地をつくり、住民の声を聴き取り、社会課題の把握と解決方法の提言能力を持ち、社協や行政と地域の社会課題について議論・対話・提言ができる存在になることを目指す。このように有償ボランティアを核として、学生インターン、生活支援コーディネーター、協議体、行政という5要素の相乗効果により「地域づくりのリノベーション」を実現することを目指す。 非資金的支援においては、社会福祉協議会や行政との連携、有償ボランティア運営、NPOインターンシップ、NPO経営、ICT活用について重点的に支援提供する。それぞれについて担当者・講師を準備し、経験豊富なPOとともに事業進捗に合わせた運営支援を行う。本事業の連携団体は、一般社団法人みなみ北海道地域づくりサポートセンターの[redacted]は、函館に拠点を有し、社協、町会支援に実績があり、案件組成、行政・社協連携で主導的役割を担う。							

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題 991/1000字

【渡島振興局・檜山振興局の概況】

北海道において札幌圏以外では、例外なく少子高齢化と若者層の人口流出が地域社会の健全さを維持するうえで課題である。総務庁統計の2025年推計値で、生産年齢人口と老年人口の比率は、北海道全体で1.67：1、札幌市で2.03：1であるが、渡島振興局では1.38：1、市がない檜山振興局では1.07：1となる。檜山振興局では2035年には老年人口が生産年齢人口を上回るという推計が出ている。また高齢単身世帯は函館市においては2025年推計値で21622であり、2020年からおよそ8割増加している。函館市の総人口が30万人から25万人と減る中で、高齢単身世帯の増加や生産年齢人口の減少は、人口減を上回るペースで進んでいる。(参考：2025年推計値で仙台市の生産年齢人口と老年人口比は2.54：1であり道内最大都市の札幌市を大きく上回っている)。

【住みたい地域に住み続けるための課題】

人口減少・人口流出に加え、公共交通機関や行政予算が縮小する中で、この国のいかなる地域に住んでも誰もが健康で文化的な暮らしを営むということが決して自明なことではなくなっており、地方においてそうした変化の影響を受けやすいのは高齢者である。公共サービスへのアクセスや日常生活を自分の意思で送ることが当たり前でなくなれば、高齢の地域住民の憲法に保障された権利が脅かされ、孤立リスクの増大、そしてさらなる負担が行政や社会福祉協議会、家族に及ぶことになる。道南の社会福祉協議会の職員によると「高齢者の除雪、買物支援などは緊急とも言える必要性がある」が、上記統計にも表れている通り、若い層が地域におらず、生活支援のニーズを十分に満たすことができていない。こうした状況は災害時対応のリスクも増大させることになる。

【市町村単位の対応の困難さ】

地域ではこうした状況は痛切に感じられており、地域課題解決へ向けて取り組む意欲のある団体や地域おこし協力隊員もいる。しかし、地域活動の余力がある住民が減っていくことは傾向的には間違いなく、交流人口を経済的な意味だけでなく、福祉的な意味でも捉え直すこと。すなわち、学生インターンシップのような一時的にだけ関わる若者たちの活動を地域福祉のアップデートなどに振り向けていくことや、観光滞在者や移住希望者などを地域福祉の文脈に取り込んでいく必要がある。

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況 178/200字

2015年から開始された総合事業（「介護予防・日常生活支援総合事業」）は、生活支援コーディネーター制度や協議体の構想と相まって、地域福祉のみならず地域活動、生活支援を視野にいれた制度として導入された。その目的は正しく、制度設計に致命的な欠陥はないが、人口減少、人口流出の加速、公共インフラの衰微などの要因により、高齢者の生活は困難さを増し綻びが見えている。

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況 199/200字

協力団体の北海道NPOサポートセンターは北海道全域で生活支援コーディネーター研修を行ない、社協とつながりを有している。また本事業担当の[redacted]は、函館を拠点に社会福祉協議会や町会支援を長年行っており、地域包括ケアシステムに精通している。また当会は、2020年「子ども若者の主体性を活かした持続可能な地域づくり」において、地域の大人と一緒に活動する機会が若者に地域で働く選択肢を示すことを確認している。

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 187/200字

本事業における介護保険外生活支援サービスの有償ボランティアの仕組み構築のためには、システム開発や、車両確保、地域インターンシップ受け入れのノウハウ習得などがイニシャルコストとして必要になる。助成終了後には、この仕組みが地域福祉を担い地域課題の発見や孤立孤独防止につながる仕組みとして定着させることを目指すものであり、誰一人取り残さない貴機構の助成趣旨と合致していると考える。

Ⅳ.事業設計

(1)中長期アウトカム

高齢化社会が進展した地域においても、住民が日常生活から社会につながれるような生活支援の仕組みと、若者層の地域への関わりの仕組みがあり、住民の主体性が発揮できる自治社会が実現していること。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標　100字	初期値/初期状態　100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1-1　介護保険外生活支援サービスの実施 サービスが利用者の求める水準に達していること		・利用満足度 ・孤独感・孤立感・不安感の低減	なし		・サービスへの不満、クレームに迅速に対応できていること ・生活に関して、孤立感や不安感を訴える声が減っていること。
1-2　介護保険外生活支援サービスの有償ボランティアなどの仕組みづくり 高齢者の共助の仕組みとして機能している一方、多世代の参加ができるような運営が為されていること		・高齢者がサービス担い手として参加している ・ボランティアの自己肯定感、自己有用感	なし		・サービス利用するとともにボランティアとして参加する割合が増していくこと ・自己肯定感と有用感が高まっていること
2若者の地域参加を進めるためのNPOインターンシップなどの仕組みづくりと実践 高校生大学生が有償ボランティアの仕組み運営に参画して、住民の声を聞き、課題解決手段を提案したり、効率的な運営に関して提案するようになる。		・高校生・大学生の提案が採用される ・地域への関心の高まり ・自己肯定感・自己有用感の高まり	なし		・有償ボランティア運営について有意義な提案がなされる ・学生の地域への関心が参加時より増している ・学生の自己肯定感・自己有用感が参加時より増している。
3地域連携・社協連携への取り組み 行政、社協との意見交換の場をつくることができている。地域住民の理解や認知を高める取り組みができている。		・本事業が社協と行政に認知されている ・本事業について生活支援コーディネーターと協議体で意見交換ができている ・地域住民に本事業が認知されている	なし		・本事業について生活支援コーディネーターと協議体で意見交換ができている ・社協や行政の広報誌、地元メディアなどで本事業が紹介されている

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標　100字	初期値/初期状態　100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1.有償ボランテイア運営に関する講師派遣・事例提供、研修実施 管理上のリスクを理解し、運営に関して自信を持てる状態		・有償ボランティアの運営に対する自信(ヒアリング/PO所見) ・リスク管理に関する理解度(ヒアリング/PO所見)	なし		・自信が持てる状態 ・リスク管理の要点を述べられる状態

2.インターンシップ　助言・研修実施 管理上のリスクを理解し、運営に関して自信が持てる状態		・運営に対する自信(ヒアリング/PO所見) ・リスク管理に関する理解度(ヒアリング/PO所見)	なし		・毎年の募集や、コーディネートについて自信が持てる ・リスク管理の要点を述べられる
3.(環境支援)地域連携・社協連携、SC,協議体連携の助言、住民ワークショップ開催に関する助言や支援、福祉有償運送事業に関する助言 実行団体が行政・社協連携の必要性を理解していること。また各種の助言や支援について、必要性を理解していること		・行政、社協などとの多機関連携の意義の理解度(ヒアリング/PO所見) ・地域連携や地域住民の認知度の必要性の理解度(ヒアリング/PO所見) ・行政・社協が本事業を認知して、その意義を認めている(該当地区社協、行政へのアンケート)	なし		・多機関連携の自団体にとっての意義を述べられる ・地域住民の声を聞くことの大切さを述べられる ・渡島檜山の行政・社協が本事業を認知している
4-1.組織支援　代表者・役員層を対象としたNPO経営支援 中期経営計画策定含め、経営者の役割や求められる能力を理解し、実践できている		・経営者の役割や求められる資質を理解している(ヒアリング/講師所見) ・団体運営に関して自信を持てている(ヒアリング/講師所見)	なし		・経営者の責務を自分なりの言葉で述べられる ・事業終了後の資金調達プランを述べられる
4-2.組織支援　伴走・評価支援 事前、中間、事後評価を行なう意義を理解している。		・理解度/PO所見、アドバイザー所見 ・活用程度/ヒアリング、PO所見	なし		・評価報告の活用イメージを述べられる。 ・評価を事業実施や組織運営に活用している
4-3.　組織支援　規程類作成などガバナンス支援 4-4.組織支援　顧客管理システムの利活用などのDX、ICT活用支援		・ガバナンス・コンプライアンス体制整備の意義を理解している/ヒアリング、PO所見 ・DX化、ICT利活用について、その意義を理解し積極的に活用する姿勢がある/ヒアリング、PO所見	なし		

(3)-1 活動：資金支援　※資金分配団体入力項目	時期	
1-1介護保険外生活支援サービス実施　除雪、買物や趣味のための移動支援、お墓の掃除代行、携帯デバイスを使った出張お墓参りなど。	2025年4月から開始	63/200字
1-2介護保険外生活支援サービスの有償ボランティアなどの仕組みづくり(住民ニーズ把握含む)	既存の仕組みを有する団体は、2025年4月から開始するが、本事業で仕組み構築をする場合は、3ヶ月から半年ほど準備期間をみる。	45/200字

2若者の地域参加を進めるためのNPOインターンシップなどの仕組みづくりと実践	2025年度は準備期間にあて、2025年の冬休み期間、または2026年春休み・夏休み期間に初回の学生インターンシップ募集開始することを目指す。	38/200字
3地域連携・社協連携への取り組み	実行団体ごとに対応するが、行政・社協関係者への挨拶まわりや活動報告会、住民ワークショップなどを行い、地域住民や社協・行政関係者へ活動周知を図る	16/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
1.有償ボランテイア運営に関する講師派遣・事例提供、研修実施	2025年6月ごろ-研修実施。講師は[redacted]氏や、[redacted]氏を想定。各実行団体の状況にあわせて講師派遣や事例提供を行う	30/200字
2.インターンシップ　助言・研修実施	2025年8月から9月-地域・若者インターシップに関する研修会実施。講師想定[redacted] 2025年10月-フォローアップ。募集方法、活動設計などを具体的に準備 2026年1月以降-若者参画に関する事例共有、悩み相談会を年1-2回開催	18/200字
3.(環境支援)地域連携・社協連携、SC,協議体連携の助言、住民ワークショップ開催に関する助言や支援、福祉有償運送事業に関する助言	2025年5月より担当者が実行団体と個別に面談。社協関係者との意見交換の場の設定などの支援を行う。	65/200字
4-1.組織支援　代表者・役員層を対象としたNPO経営支援	2025年10月頃　講師担当者による実行団体ヒアリングと助言 2026年10月頃　助成期間終了後へ向けた集合研修およびフォローアップ 2027年10月頃　助成期間終了後へ向けた実行団体ヒアリング	29/200字
4-2.組織支援　伴走・評価支援	・定例ミーティング 2025年6・8月頃-事前評価研修 2026年5月・9月-中間評価研修 2027年5月・10月-事後評価研修	16/200字

4-3.　組織支援　規程類作成などガバナンス支援	随時・定例MTを通じてガバナンス・コンプライアンス体制整備状況を把握して、実行団体ごとに助言・整備を行う	24/200字
4-4.組織支援　顧客管理システムの利活用などのDX、ICT活用支援	2025年4月より実行団体の組織運営状態を把握して、支援内容を検討、集合研修・個別研修いずれも実施できるよう準備する	34/200字
		0/200字

Ⅴ.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	公募期間中は、渡島檜山18市町村の社会福祉協議会、行政機関へのちらし送付、直接訪問を行う。活動の様子を動画で配信できる体制をつくり、随時、地域の姿を発信できるようにする。その他当会および北海道NPOサポートセンターの会員団体や連携団体に事業周知協力を依頼する。	130/200字
連携・対話戦略	渡島檜山地区の社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、協議体との情報交換、意見交換を行い、既存の総合事業の取り組みとの相乗効果を狙う。その後、行政を交えた情報交換の場を設け、生活支援現場の声が反映される連携体制を目指す。NPOサポートはこだてのような中間支援組織や、当会が関わりを持つ渡島檜山の休眠預金助成経験のある実行団体7団体と連携し、若者参加や主体性を活かした地域作りの知見を共有する。	197/200字

Ⅵ.出口戦略・持続可能性について　助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本来事業である助成事業の一環として、本事業におけるような資金的支援を行う。道南地域の中間支援組織と連携して、地域コミュニティ財団設立の可能性も検討する。また有償ボランティアの仕組みは小規模多機能自治の核となりうるものと考え、北海道内各地に横展開することを目指す。クラウドファンド型ふるさと納税を実施する地域においては、プラットフォームをふるさと納税forgood、当会が資金管理と分配を担う役割分担により一定額の手数料収入を獲得する可能性がある。各地域において、本事業に意欲的な団体があれば、クラウドファンド型ふるさと納税による資金集めの取り組みを起点とした有償ボランティア構築を仕掛けることが可能である。	303/400字
実行団体	行政からの受託、福祉有償運送事業の開業・事業拡大、制度事業所の開業・事業拡大、地元事業者からの仕事受注や仕事紹介事業などへの事業拡大、大学連携(人材確保その他)をゴールイメージとして、実行団体と行政との関係により、株)ボーダレスジャパン・ふるさと納税for Good事業部[redacted]氏(CF型)、一般社団法人先輩の風の協議会・[redacted]氏(企業版)の協力により、クラウドファンド型ふるさと納税や企業版ふるさと納税の可能性を検討。	207/400字

Ⅶ.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	795/800字
2024年は、能登半島被災地支援活動助成を6月14日まで寄付募集して実施中。 1)2020年度緊急コロナ枠 北海道リスタート事業 2)2020年度地域草の根通常枠 子ども若者主体の地域づくり事業 3)2021年度地域草の根通常枠 地方における学習・能力向上機会の拡充による選択格差の解消事業 4)2022年度地域草の根通常枠 社会的居場所を核とした働き方と暮らし方の共生の実現 5)事業指定型寄付助成プログラム「まちのプロジェクト基金」（第1期助成額：約475万円、2021年第2期助成額21万円） ・伴走型支援体制にて、函館市と札幌市の団体に組織診断と助成を行った（札幌は組織診断のみ）。 6)越智基金（1999年～継続中） 助成額：総額約3000万円 助成団体数：512 ・遺贈を原資にした北海道全域を対象とした市民活動助成 (全国の財団との連携による助成) 1)47コロナ基金：宮城県のさなぶり財団と全国コミュニティ財団との連携により、コロナ対応として通常助成、医療機関助成あわせて7団体730万円を助成。 (被災地支援助成) 【平成30年度 北海道胆振東部地震・助成事業実績】 基金総額：約3000万円 1)北海道いぶり東部地震及び台風２１号北海道内被災地支援基金（2018年～2022年）/基金総額：1500万円/助成額：1000万円/助成団体数：36 2)コープ 2018年北海道地震ボランティア応援基金（2019年～継続中）/基金総額：900万円 /助成額：900万円/助成団体数：28. 3)2019年厚真町子ども応援基金（2018年～継続中）/基金総額：500万円/助成額500万円 【東日本大震災・助成事業実績】 基金総額：約1800万円 1)東北地方太平洋沖地震被災者支援基金（2011年～2018年） 基金総額：1500万円 助成額：1500万円	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	711/800字
■事業評価・伴走支援の実績 ・2024年3月スタッフ向けにアウトカム・ハーベスト研修を実施(講師・[redacted]氏) ・CSOネットワーク発展的評価研修修了者2名、日本評価学会認定評価士1名。休眠預金事業PO経験者5名が本事業申請団体および連携団体に在籍。 ・当ファンド休眠預金事業(3通常枠1緊急枠)において、13人がPO業務に従事。コープさっぽろ、みなと計画(江別)、フリーランス(旭川、札幌)など道内各地の人材を登用している。 ・事業指定型寄付助成プログラム「まちのプロジェクト基金」にて2022年まで計5団体を対象に組織基盤強化と資金調達の伴走支援（2019年度～2021年度） ・2018年10月、市民社会創造ファンド助成事業により、１泊２日の伴走支援者研修を実施。道内各地の中間支援団体が参加。 ・日本郵便年賀寄附金助成「社会的インパクト評価促進事業」にて延べ９団体に社会的インパクト評価を実施（2018年度、2019年度、2020年度） ・2018年2月、雨煙別学校において２泊３日のPCM研修を実施。道内各地の中間支援団体が参加。 ■生活支援コーディネーター養成研修 北海道NPOサポートセンターが令和2，3，4、5年実施、今年度も北海道全域を対象に研修事業を実施。 ■広域連携・ネットワークづくり実績 2018年9月胆振東部地震において、北海道NPOサポートセンターが情報共有会議を開催、被災地支援の中間支援を行う「北の国災害サポートチーム」の設立を支援(現・幹事団体)。 全道中間支援研修・交流会を2017年より毎年実施(札幌、釧路、函館)。全道各地の地域の現状について意見交換をする。	

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5	
(2)実行団体のイメージ	社会福祉協議会または社会福祉協議会と連携実績を有するNPOや非営利団体、地域おこし協力隊、地元事業者による連携体制による申請を想定。保険外生活支援サービスの実績、有償ボランティアなど会員制サービスの実績、若者の参画に関する実績、いずれかを有することが望ましい。	130/200字
(3)1実行団体当り助成金額	平均1500万円。人件費2.5人程度、車両借上げないし購入費、旅費交通費、生活支援のための備品、システム開発費、動画配信用備品を主な使途と想定。	72/200字

(4)案件発掘の工夫	方針：道南で社協や町会支援の実績があり人脈がある[redacted]を中心に、案件組成のために公募期間を三ヶ月とり、説明会だけでなく各市町村社協と行政に直接説明する機会をつくる。 1）渡島檜山地区で、3×2回の説明会開催 2）助成金申請講座の開催し、申請への心理的技術的ハードルを下げる 3）およそ6回程度、当事業担当者が渡島・檜山を訪問 [redacted]とともにキーパーソンに面談、案件組成に取り組む	188/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	統括責任者：加納尚明（北海道NPOファンド理事/札幌チャレンジド理事長） 非資金的支援責任者：[redacted] 一般社団法人みなみ北海道地域づくりサポートセンター　代表理事(公募時の案件組成と渡島檜山地区の社会福祉協議会、行政連携を重点) PO候補(4人程度想定)：[redacted] [redacted] [redacted] 高山大祐(以上北海道NPOファンド) 経理責任者 [redacted]	172/200字

(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定

※資金分配団体用

人数		内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
4	名	新規採用人数（予定も含む）	0	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	4	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	PO3，4は、50%。PO1は35%、PO2は40%

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	2020年度の通常枠にて本事業関連規程を整備済であり、2022年2月コンプライアンス委員会を設置、ハラスメント規程を2024年6月に整備。	69/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし	

資金計画書

バージョン（契約締結・更新回数）	1

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/01 ～ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名		
	団体名	認定NPO法人北海道NPOファンド	

	助成金
事業費	93,461,300
実行団体への助成	80,000,000
管理的経費	13,461,300
プログラムオフィサー関連経費	26,576,000
評価関連経費	8,290,000
資金分配団体用	4,290,000
実行団体用	4,000,000
合計	128,327,300

資金計画書資料　①助成概要

1. 事業費　[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	2,607,100	30,251,400	30,751,400	29,851,400	93,461,300
実行団体への助成	0	27,000,000	27,000,000	26,000,000	80,000,000
–					
管理的経費	2,607,100	3,251,400	3,751,400	3,851,400	13,461,300

2. プログラム・オフィサー関連経費　[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,018,000	7,861,000	7,836,000	7,861,000	26,576,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,436,000	4,872,000	4,872,000	4,872,000	17,052,000
その他経費	582,000	2,989,000	2,964,000	2,989,000	9,524,000

3. 評価関連経費　[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	250,000	2,530,000	2,730,000	2,780,000	8,290,000
資金分配団体用	250,000	1,330,000	1,430,000	1,280,000	4,290,000
実行団体用		1,200,000	1,300,000	1,500,000	4,000,000

4. 合計　[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	5,875,100	40,642,400	41,317,400	40,492,400	128,327,300

資金計画書資料　②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	1,250,000	98.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2027年度	1,250,000	法人収入から充当	B:内諾済	助成期間終了後を想定して25万円×5団体分を自己資金から支出する。

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド　安全管理・危機管理体制
「北海道 NPO ファンド　リスク管理規程」による

代表理事　今野佑一郎
↓指示　　↑報告
北海道 NPO ファンド理事会　　伝達)→所管官公庁　札幌市市民活動促進担当課
↓指示　　↑報告
事務局担当スタッフ　高山大祐　伝達)→**北海道 NPO ファンド監事　瀧谷和隆**
↓指示　　↑報告
情報認知者(職員および本事業関係者)

緊急事態における方針
第 12 条より
緊急事態通報に当たっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。また、上記の経路における直接の通報先が不在の場合は、当該通報先の次の通報先へ通報するものとする。
また、緊急性が極めて高い場合には、前項の経路における直接の通報先のみならず、その先の通報先まで同時に通報する等、臨機の措置をとることを要する。
必要があるときは、事務局担当スタッフは関係部署にも速やかに通報するものとする。
通報に係る情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、適時に通報するものとし、その確証を得ることを待たないものとする。

役職員の基本的責務
第 4 条～第 6 条

役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。
２役職員は、理事会を含む他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。
（具体的リスク発生時の対応）
第６条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因

する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。
２職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な理事会に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、理事会の指示に従う。
３役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理する。
４前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒がヘルプラインである場合には、当該具体的リスクに対する対応については、内部通報（ヘルプライン）規程に基づく対応を優先する。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			北海道NPOファンド	
郵便番号			0640808	
都道府県			北海道	
市区町村			札幌市中央区	
番地等			南8条西2丁目5番74　市民活動プラザ星園201号室	
電話番号			011-200-0973	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://npoproject.hokkaido.jp/	
		その他のWEBサイト(SNS等)	https://x.com/hokkaidonpofund	
			https://www.hokkaido-npofund.jp/	
設立年月日				
法人格取得年月日				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	コンノユウイチロウ
	氏名	今野佑一郎
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数［人］			9
	理事・取締役数［人］		8
	評議員［人］		0
	監事/監査役・会計参与数［人］		1
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数［人］	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数［人］			3
	常勤職員・従業員数［人］		2
		有給［人］	2
		無給［人］	
	非常勤職員・従業員数［人］		1
		有給［人］	1
		無給［人］	
事務局体制の備考			

(5)会員

団体会員数［団体数］	0
団体正会員［団体数］	0
団体その他会員［団体数］	
個人会員・ボランティア数	11
ボランティア人数(前年度実績)［人］	0
個人正会員［人］	11
個人その他会員［人］	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者　氏名／勤務形態	[redacted]
通帳管理者　氏名／勤務形態	
経理担当者　氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	2023年8月　日本非営利組織評価センター。ベーシックガバナンスチェック https://jcne.or.jp/org/n2020e0164/

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数［件］	35
申請前年度の助成総額［円］	37,055,250
助成した事業の実績内容	休眠預金助成通常枠2020年度、21年度、22年度、NPOへの小額助成、ウクライナ避難者支援への助成、コロナ禍の市民活動助成、総額1000万円・人を育てる小林基金(北海道NPOの基礎づくりに尽力された、前事務局長にちなんだ基金)

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	市民社会創造ファンドによる新基金づくりに関する助成、年賀寄付金助成による社会的インパクト評価普及事業。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	北海道NPOファンド	北海道リスタート事業～社会的居場所を失った人に新たなつながりを
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	北海道NPOファンド	子ども若者が主体の持続可能な地域づくり～もう一度、地元の力でできることを探そう
3	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	北海道NPOファンド	地方における学習・能力向上機会の拡充による選択格差の解消～小中を通じた「なりたい自分」の選択視野を広げる地域教育
4	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	北海道NPOファンド	社会的居場所を核とした働き方と暮らし方の共生の実現～地域コミュニティにおける障がいのあるLGBTQの受容を目指して
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					

役員名簿

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

「各欄の入力方法と注意点」
・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で１マス空けてください。
・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で１マス空けてください。
・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字２桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必　任

番号	入力確認欄	氏名ｶﾅ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	check!	ｼﾞｬﾝﾋﾟｱ ﾀﾛｳ	ジャンピア　太郎	S	64	1	8	M	一般財団法人　日本民間公益活動連携機構	理事長	000-0000	神奈川県横浜市〇〇区◇◇	○法人〇〇 代表
2	OK	ｼﾞｬﾝﾋﾟｱ ｱｲｺ	Ｊａｎｐｉａ　愛子	H	31	4	30	F	一般財団法人　日本民間公益活動連携機構	理事	000-0000	東京都〇〇区◇－▽▽－×	○法人〇〇 代表
3	OK	ｼﾞｮｾｲ ｼﾞﾛｳ	助成　次郎	S	62	7	18	M	一般財団法人　日本民間公益活動連携機構	監事	000-0000	千葉県□□区◇－●●－×	会社▽▲取締役
4	OK	ﾔﾏﾓﾄ ｼﾞｭﾝｺ	山本　純子	[redacted]					認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	理事	[redacted]		
5	OK	ｵｵｼﾏ ｶｽﾞﾋｻ	大島　和久						認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	理事			
6	OK	ｶﾉｳ ﾅｵｱｷ	加納　尚明						認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	理事			
7	OK	ﾀｶﾔﾏ ﾀﾞｲｽｹ	高山　大祐						認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	理事			
8	OK	ﾀｷﾔ ｶｽﾞﾀｶ	瀧谷　和隆						認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	監事			
9	OK	ﾀｲﾗ ﾃﾙｼﾞ	平　照治						認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	理事			
10	OK	ｺﾝﾉ ﾕｳｲﾁﾛｳ	今野　佑一郎						認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	代表理事			
11	OK	ｽｽﾞｷ ｶﾉﾘ	鈴木　克典						認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	理事			
12	OK	ﾃﾗﾀﾞ ｶｵﾘ	寺田　香						認定特定非営利活動法人　北海道NPOファン	理事			
13	check!												

規程類必須項目確認書（社団・財団・NPO法人等）

2023/11/2版

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	
団体名：	認定NPO法人北海道NPOファンド
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

（注意事項）
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック　※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
		記入完了	記入完了	記入完了
規程類に含める必須項目	**（参考）JANPIAの規程類**	**提出時期（選択）**	**根拠となる規程類、指針等**	**必須項目の該当箇所 ※条項等**
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
（1）開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第4章
（2）招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章
（3）招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章
（4）招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章
（5）決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章
（6）決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第4章
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第4章
● 理事の構成に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。				
（1）理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第3章
（2）理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第3章
● 理事会の運営に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。				
（1）開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第5章
（2）招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章
（3）招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章
（4）招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章
（5）決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章
（6）決議　（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第5章
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第5章第25条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド理事職務規程	第2章
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド監事監査規程	第1章、第2章
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
（1）役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条1
（2）報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条2

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章15条2
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第1章
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス　規程	第2章倫理　第3章利益相反防止
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス　規程	第2章倫理　第3章利益相反防止
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス　規程	第2章倫理　第3章利益相反防止
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第4章
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第4章
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第4章
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第5章
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第5章
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド事務局規程	第2章
(2)職制		公募申請時に提出	北海道NPOファンド事務局規程	第2章
(3)職責		公募申請時に提出	北海道NPOファンド事務局規程	第3章
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	北海道NPOファンド事務局規程	第5章
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第1章
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第1章
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド文書管理規程	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	北海道NPOファンド文書管理規程	第5条
(3)保存期間		公募申請時に提出	北海道NPOファンド文書管理規程	第4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド情報公開規程	別表1
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンドリスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	北海道NPOファンドリスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	北海道NPOファンドリスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	北海道NPOファンドリスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第4条、第19条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第2章
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第3章
(6)収支予算		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第5章
(7)決算		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第6章

特定非営利活動法人 北海道ＮＰＯファンド　定 款

第１章　総則

（目的）
第１条　この法人は、市民、企業等から広く資金等の資源を募り、市民による自発的な公益活動を実践する市民活動団体（ＮＰＯ）への助成事業及び、持続可能な地域社会の仕組みづくりに資する活動を行うことを目的とする。

（名称）
第２条　この法人は、特定非営利活動法人　北海道ＮＰＯファンドと称する。

（事業）
第３条　この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表１９号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行い、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）　特定非営利活動に係る事業
①　市民活動団体（ＮＰＯ）への助成支援
②　市民活動団体（ＮＰＯ）への助成支援に関する情報収集及び調査研究
③　寄付文化を醸成するための活動
④　その他目的を達成するために必要な事業
(2)　その他の事業
①　物品の販売及び斡旋
②　役務の提供
２．その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

（事務所）
第４条　この法人の事務所は、札幌市に置く。

第２章　会　員

（会員の種類）
第５条　この法人の会員は、次の２種類とし、正会員を法上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

（入会及び会費）
第６条　会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。
２　会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。
３　前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

（会員の資格喪失、退会、除名）
第７条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1)　退会したとき
(2)　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　１年以上会費を滞納したとき
(4)　除名されたとき
２　この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。
３　この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。
４　前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

（会費等の不返還）
第８条　会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（役員）
第９条
この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。
２　理事　　１０名以内
３　監事　　２名以内
４　理事のうち１名を代表理事とする。その選任の方法は、理事の互選とする。

５　各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。
６　他の同一の団体の理事又はその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

（役員の職務）
第 10 条　代表理事は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。
２　理事は、業務を執行する。
３　監事は、法第１８条に定める職務を行う。
４　役員の職務に関する事項については、法又はこの定款に定めるものの他、理事会の決議によって定める。

（役員の任期）
第 11 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定に係らず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
３　補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）
第 12 条　役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会に出席した正会員の３分の２以上の議決に基づいて解任することができる。

（役員の報酬）
第 13 条　役員の報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第 4 章　総会

（構成及び権能）
第 14 条　この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算書類、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

（種別及び開催）
第 15 条　総会は、通常総会及び臨時総会の２種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。
２　通常総会は、毎年１回開催する。
３　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員の３分の１以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
(3)　法第１８条第４号に定めるところにより監事が招集するとき。

（招集）
第 16 条　総会は、前条第３項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第３項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない。

（定足数）
第 17 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 18 条　総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　ただし、正会員は、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。
３　また、議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の正会員が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該正会員を当該議案の審議及び決議から除くものとする。
４　総会の目的である事項について正会員及び理事会が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第 19 条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第１７条及び１８条の適用については、総会に出席したものとみなす。

（議事録）
第 20 条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する事とする。
(1)　会議の日時及び場所
(2)　正会員の総数
(3)　会議に出席した正会員の数（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
(4)　審議事項
(5)　議事の経過及び議決の結果
(6)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人１名以上が署名又は記名押印しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、第１８条第２項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　会議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　会議の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（構成及び権能）
第 21 条　理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

（開催）
第 22 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、出席理事の中から選出する。
(1)　代表理事が必要と認めるとき。

(2)　理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
(3)　監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
2　理事会には、電磁的方法（テレビ電話等）により出席することができる。
3　理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。

（招集）
第 23 条　理事会は、代表理事が招集する。
2　代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（定足数）
第 24 条　理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 25 条　理事会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2　理事会の目的である事項について理事が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。
3　理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。
4 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

（表決権等）
第 26 条　各理事の表決権は、平等なものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。また、電磁的方法（テレビ電話等）により同時間に遠隔地から出席し、表決をすることができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第２４条及び２５条の適用については、理事会に出

席したものとみなす。

（議事録）
第27条　理事会の議事については､次に掲げる事項を記載した議事録を作成する事とする。
(1)　会議の日時及び場所
(2)　理事の総数
(3)　会議に出席した理事の数及び出席者名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者並びに電磁的方法による出席者を含む。）
(4)　審議事項
(5)　議事の経過及び議決の結果
(6)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人１名以上が署名又は記名押印しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、第２５条第２項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　会議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　会議の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　資産及び会計

（資産の構成及び管理）
第28条　この法人の資産は、会費、寄附金、財産から生ずる収益、事業に伴う収益その他の収益をもって構成し、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

（会計及び決算）
第29条　この法人の会計は、特定非営利活動促進法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
２　決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、毎事業年度終了後３か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）
第30条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日から始まり翌年９月３０日に終わる。

（その他の事業の会計）
第 31 条　その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第 7 章　解散及び定款の変更
（解散）
第 32 条　総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第 11 条第 3 項に従い、総会で議決する。

（定款の変更）
第 33 条　この定款は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第２５条第３項に規定する以下の変更については、所轄庁の認証を受けて効力を得る。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
(10) 定款の変更に関する事項

第 8 章　雑則

（公告）
第 34 条　この法人の公告は、この法人の事務所に掲示して行うともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載する。

（雑則）
第 35 条　この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、成立の日から２００３年9月３０日までとする。

３　この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

４　この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から２００３年9月３０日までとする。

５　この定款は、２００４年3月5日より改訂、施行する。

６　この定款は、２０１１年3月１８日より改訂、施行する。

７　この定款は、２０１３年4月１１日より改訂、施行する。

８　この定款は、２０１７年１２月１１日より改訂、施行する。

９　この定款は、認証の日（２０１９年3月１４日）より施行する。

10　この定款は、認証の日(2021 年 2 月 2 日)より施行する。

11　この定款は、認証の日(2022 年 3 月 18 日)より施行する。

当法人の現行定款に相違ない。

特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド

理　事　　今野佑一郎

ガバナンス・コンプライアンス基本規程

北海道 NPO ファンドは、組織として休眠預金活用事業に係るガバナンス・コンプライアンスを確保するため、以下の事項について定め、これを遵守する。

目次

第 1 章 職員の給与等 2
第 1 節 基準内賃金（基本給） 2
第 2 節 基準内賃金（諸手当） 2
第 3 節 基準外賃金（時間外手当） 2
第 4 節 基準外賃金（その他基準外手当） 3
第 5 節 賞 与 4
第 2 章 倫 理 6
第 3 章 利益相反防止 8
第 4 章 コンプライアンス 10
第 5 章 公益通報者保護 12
第 6 章 雑 則 13

第 1 章 職員の給与等

第 1 節 基準内賃金（基本給）

（基本給）
第 1 条 基本給は、各人の役割に応じ、各人に対する業務遂行能力向上と成果への期待、及び各人が従事している職務の遂行度を踏まえた上で、職責、職務遂行能力、経験、技能、勤 怠（欠勤、遅刻、早退、途中外出）、規律保持、勤務成績、法人業績などの項目を勘案 し、各人ごとに人事考課を行い、決定する。なお、金額については別途定め、各種手当等を含んだ額を、原則職員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むこととする

第 2 節 基準内賃金（諸手当）

（専門職手当）
第 2 条 専門職手当は、この法人が指定した役割にある者に対して支給する。なお、金額については別途定める。

（調整手当）
第 3 条 調整手当は、新給与体系の移行等により、超過支給額が発生したとき、中途採用者の給与を決定するとき、社外業務に従事し現在の給与より低額となったとき、給与が大幅に 減少した場合の補填など、調整が必要であるとこの法人が認めた場合、マイナス調整が 必要な場合には、一定期間暫定支給する。
２ その他、特に必要があるとこの法人が認めた場合は、支給することがある。

第 3 節 基準外賃金（時間外手当）

（算定期間）
第 4 条 本章にいう 1 か月とは，各賃金計算期間の初日を起算日とする暦による 1 か月、1 年とは、毎年 10 月 1 日から翌 9 月末日までの 1 年をいう。

（時間外労働に関する運用）
第 5 条 労働時間の全部又は一部を事業場外で業務に従事し、労働時間を算定し難い場合については、原則として、所定労働時間勤務したものとみなす。但し、所属長から、あらかじ め別段の指

示がある場合はこの限りではない。
2 労働基準法第 41 条第 2 号の監督若しくは管理の地位（経営者と一体的な立場）にある者及び機密の業務を取り扱う者は、時間外勤務手当、休日勤務手当の支給は行わない。

（時間外勤務割増手当）
第 6 条 時間外勤務手当は、所定労働時間を超えて次の各号のごとく勤務をしたとき、勤務 1 時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。
（1）1 か月の時間外労働が 45 時間以内、1 年の時間外労働が 360 時間以内の場合
（2）1 か月の時間外労働が 45 時間を超え、又は 1 年の時間外労働が 360 時間を超えた場合
2 1 か月の時間外労働が所定労働時間から 60 時間を超えて勤務をしたとき、60 時間を超える勤務 1 時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

（休日勤務割増手当）
第 7 条 所定休日勤務割増手当は、所定休日に勤務したとき、勤務 1 時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。
2 法定休日勤務割増手当は、法定休日に勤務したとき、勤務 1 時間につき､時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 135 を乗じて得た額とする。

（深夜勤務割増手当）
第 8 条 深夜勤務割増手当は、午後 10 時から午前 5 時までの時間に勤務した場合には 1 時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 25 を乗じた額を加算して支給する。
2 時間外又は休日勤務が午後 10 時から午前 5 時までの時間に及んだ場合には、第 16 条の時間外勤務割増手当及び第 17 条の所定休日割増手当又は法定休日勤務割増手当に、深夜勤務割増手当 100 分の 25 を加算して支給する。

第 4 節 基準外賃金（その他基準外手当）

（交通機関による通勤手当の支給）
第 9 条 通勤手当は、電車、バス等の公共交通機関を利用して通勤する者に対して、この法人が認めた乗車券相当額の実費を支給する。
2 前項に定める公共交通機関のある経路を通勤する者は、住居地よりこの法人まで 2 ㎞以上の距離で、公共交通機関を利用して勤務する者に、原則として前項に定める額を上限 に実費を支給する。
3 前項において、住居地から駅まで 2 ㎞以上の距離がありバスを利用する者には、実費を支給す

る。但し、全ての通勤手当の総額は限度額以内の金額までとする。
4 2 つ以上の経路がある交通機関の利用選択は、最も合理的かつ経済的な経路及び手段を原則とし、本人からの申請に基づき、この法人が認めた経路及び手段とする。
5 前項において、電車による通勤に関しては、普通運賃以外は支給しない。
6 通勤手当の計算に必要な通勤手段及び経路等において、所定の申請用紙により、本人の申請に基づき、この法人が認可し、本条に定める通勤手当を支給する。
7 欠勤、休職が長期にわたるとこの法人が判断する場合には、通勤手当の支給は行わないものとする。

（定期券の購入）
第 10 条 定期券の購入対象期間は、1 月から 6 月分（12 月支給）及び 7 月から 12 月分（6 月支給）の 6 か月とする。
2 入社月、復職月等の交通費については原則として 1 か月又は 3 か月定期券相当額を支給する。但し 1 か月に満たない場合には 1 か月定期券相当額と実費を比較して安価な金額を支給する。以降直近の通勤手当支給月（12 月又は 6 月）までは同様とする。
3 退職が判明している場合又は通勤手当額に変更が生じることが判明している場合には、当該購入対象期間について定期券の購入は認めず、その間の通勤手当は 1 か月定期券もしくは実費を比較して安価な額を支給する。

（臨時に支払われる賃金）
第 11 条 臨時に支払われる賃金は、この法人が必要と認めた場合、一時的に賃金を支給する必要がある場合、その名称、目的、対象者、支給額、支給期間をこの法人が定めて支給する ことがある。

（その他基準外手当）
第 12 条 その他基準外手当は、諸手当以外に、この法人が必要と認めた場合には、その名称、目的、対象者、支給額、支給期間をこの法人が定めて支給することがある。

第 5 節 賞 与

（賞与）
第 13 条 賞与はこの法人の業績に応じて年間 2 回、6 月及び 12 月に支給することがある。但し、業績の著しい低下、支給対象者の勤務成績等その他やむを得ない事由がある場合には、 支給日を変更し、又は支給しないことがある。なお、金額については別途定める。

2 賞与の算定評価期間は、次のとおりとする。
（1）6 月支給賞与算定評価期間 前年度の 10 月 1 日～前年度の 3 月末日
（2）12 月支給賞与算定評価期間 当該年度の 4 月 1 日～当該年度の 9 月末日
3 賞与の支給条件は、職員の役割に応じ、算定評価期間における職員の勤務成績、出勤率、貢献度等を総合的評価の上決定する。
4 賞与の支給し各社は、支給日において在籍しているものとする。
5 賞与の支給資格者に該当しない者（中途入社者等）に対しては、その都度決定する
6 賞与の支給金額について、算定評価期間に休職、休業期間及び定年退職の日が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。

第 2 章 倫 理

(基本的人権の尊重)

第１４条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はして はならない。

（法令等の遵守）

第１５条 この法人は、関連法令及び北海道NPOファンドの定款その他の規程を遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

２ この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

３ 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく本規程第4章「コンプライアンス」に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第１６条　役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第１７条　役職員は、職務の執行に際し、北海道NPOファンドとの利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

２ この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

３ この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第１８条 評議員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第１９条この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）
第２０条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊 重にも十分配慮しなければならない。

（規程遵守の確保）
第２１条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第 3 章 利益相反防止

（自己申告）

第２２条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

２ 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むがこれに限られない。）に関しても前項と同様とする。

３ 役職員は、原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

４ 理事である事務局担当スタッフが前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事会に対して行うものとする。

（定期申告）

第２３条 役職員は、毎年 1 月と 6 月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第２４条　第２２条、第２３条の規定に基づく申告を受けた事務局担当スタッフは、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には理事会と、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

２ 前項にかかわらず、第 ２２ 条第 4 項に規定する場合、申告を受けた代表理事又は理事は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局担当スタッフに対して適正化等措置を求めるも

のとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第２５条 第 ２２ 条又は第 ２３ 条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

第 4 章 コンプライアンス

（基本方針）
第２６条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組 織）
第２７条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
（1） コンプライアンス担当理事
（2） コンプライアンス委員会

（コンプライアンス担当理事）
第２８条 コンプライアンス担当理事は、理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。
２ コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
３ コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
（1） コンプライアンス施策の実施の最終責任者
（2） コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
（3） コンプライアンス委員会の委員長

（コンプライアンス委員会）
第２９条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、1人以上の外部有識者を委員として構成する。
２ コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
（1） コンプライアンス施策の検討及び実施
（2） コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
（3） コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
（4） コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
（5） 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 4 号の処分及び再発防止策の公表
（6） その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

（コンプライアンス委員会の開催）
第３０条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、毎年1回以上開催する。
２ 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

（報告、連絡及び相談ルート）
第３１条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
２ コンプライアンス統括部門長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。
３ 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第１項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。
（役職員のコンプライアンス教育）
第３２条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

（懲戒等）
第３３条 職員が第３１ 条第１項から第３項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。
２ 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、理事会において定める。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
３ 前項の懲戒処分は、理事会が決議し代表理事がこれを行う。

第 5 章 公益通報者保護

（通報等の方法）

第３４条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

⑴ 本規程第 4 章「コンプライアンス」に定めるコンプライアンス委員会

⑵ 監事

⑶ 事務局

⑷ 外部機関

・窓口の名称：ＪＡＮＰＩＡ資金分配団体等役職員専用ヘルプライン

・通 報 先：janpia-bzhl@integrex.jp

2 実行団体等役職員は、各々の団体が設置するヘルプライン窓口のほか、前項に規定するヘルプライン窓口を利用できるものとする。

3 契約又はその他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

（不利益処分等の禁止）

第３５条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的　処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

第 6 章 雑 則

第３６条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

（附則）

この規程は、理事会承認の日(2020(令和2) 年 6 月 10 日)から施行する。

この規程は、令和2年11月17日から改訂・施行する。(令和2年11月理事会決議)

以
上

北海道NPOファンド　リスク管理規程

第１章総則

（目的）
第１条　この規程は、北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。
（適用範囲）
第２条　この規程は、この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。
（定義）
第３条　この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第２章　役職員の責務

（基本的責務）
第４条　役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、この法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。
（具体的リスクの回避等の措置）
第５条　役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。
２役職員は、理事会を含む他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。
（具体的リスク発生時の対応）
第６条　役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲

内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

２職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な理事会に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、理事会の指示に従う。
３役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理する。
４前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒がヘルプラインである場合には、当該具体的リスクに対する対応については、内部通報（ヘルプライン）規程に基づく対応を優先する。

（具体的リスクの処理後の報告）
第７条　役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、代表理事に報告しなければならない。
（クレームなどへの対応）
第８条　職員は、口頭又は文書により資金分配団体、民間公益活動を行う団体その他の利害関係者からクレーム、異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることに鑑み、直ちに理事会に報告し、指示を受ける。
２前項の報告を受けた理事会は、クレーム、異議等の重要度を判断し、関係部署と協議の上、適切に対応しなければならない。
（対外文書の作成）
第９条　役職員は、この法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては常にリスク管理を意識し、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。
２職員は、対外文書の作成に当たり、理事会の指示に従わなければならない。
（守秘義務）
第１０条　役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得したこの法人及びこの法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならず、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第３章　緊急事態への対応

（緊急事態への対応）

第１１条　この法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、代表理事をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。
（緊急事態の範囲）
第１２条　この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、この法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。
（1）自然災害
地震、風水害等の災害
（2）事故
①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
②この法人の活動に起因する重大な事故
③役職員に係る重大な人身事故
（3）インフルエンザ等の感染症
（4）犯罪
①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
③内部者による背任、横領等の不祥事
（5）機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
（6）その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態
（緊急事態の通報）
第１３条　緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、次項に定めるところにより通報を行わなければならない。
２緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急事態通報」という。）は、原則として以下の経路によって行うものとする。
代表理事
理事
監事
所管官公庁
事務局担当スタッフ
情報認知者

３緊急事態通報に当たっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。また、前項の経路における直接の通報先が不在の場合は、当該通報先の次の通報先へ通報するものとする。
また、緊急性が極めて高い場合には、前項の経路における直接の通報先のみならず、その先の通報先まで同時に通報する等、臨機の措置をとることを要する。

４第2項に定める経路による通報のほか、必要があるときは、事務局スタッフは関係部署にも速やかに通報するものとする。
５通報に係る情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、適時に通報するものとし、その確証を得ることを待たないものとする。
（情報管理）
第１４条　緊急事態通報を受けた事務局担当スタッフは、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。
（緊急事態の発生時における対応の基本方針）
第１５条　緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。
（1）地震、風水害等の自然災害
①生命及び身体の安全を最優先とする。
②（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
③災害対策の強化を図る。
（2）事故
①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
・生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・事故の再発防止を図る。
②この法人の活動に起因する重大な事故
・生命及び身体の安全を最優先とする。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・事故の再発防止を図る。
③役職員に係る重大な人身事故
・生命及び身体の安全を最優先とする。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・事故の再発防止を図る。
（3）インフルエンザ等の感染症
・生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・集団感染の予防を図る。
（4）犯罪
①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃
・生命及び身体の安全を最優先とする。
・不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
・再発防止を図る。

②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
・再発防止を図る。
③内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・再発防止を図る。
（5）機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・再発防止を図る。
（6）その他経営上の事象
この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

（役職員への指示及び命令）
第１６条　対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示又は命令することができる。
２役職員は、対策室から指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従って行動しなければならない。
（報道機関への対応）
第１７条　緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。
２報道機関への対応は、事務局長及び企画広報部の職務とする。
（届出）
第１８条　緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。
２前項に規定する届出は、事務局長がこれを行う。
３事務局担当者は、第1項に規定する届出の内容について、予め代表理事の承認を得なければならない。

第４章　懲戒等

（懲戒）
第１９条　次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。
（1）具体的リスクの発生に意図的に関与した者

（2）具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
（3）具体的リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
（4）具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
（5）その他、具体的リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者
（懲戒の内容）
第２０条　前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条及び次条において同じ。）又は職員の情状により次のとおりとする。
（1）役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。
（2）職員については、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。
（懲戒処分の決定）
第２１条　前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて代表理事がこれを行う。

第５章雑則

（緊急事態通報先一覧表）
第２２条　事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態発生時通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、この内容を関係者に周知徹底しなければならない。
２一覧表は、その内容が常に最新のものとなるよう更新を行うものとする。
（一覧表の携帯等）
第２３条　役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。
（改廃）
第２４条この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則
この規程は、令和２年７月１日から施行する。（令和２年６月理事会決議）
この規程は、令和２年11月17日から改訂・施行する。（令和２年11月理事会決議）

監事監査規程

第１章 総 則

（目 的）
第１条 この規程は、北海道 NPO ファンド（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）
第２条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職 責）
第３条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。
（理事等の協力）
第４条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。
２ 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第２章 監査の実施

（監査の実施）
第５条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。
（1）起案書その他の重要な文書
（2）重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
（3）定款第 10 条第 3 項に掲げる取引
（4）財産の状況
（5）経理規程第 33 条第 1 項に規定する計算書類等（以下「計算書類等」という。）
（6）その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項
２ 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会議への出席）
第６条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
２ 監事は、理事会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
４ 監事は、理事会及び評議員会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第３章 報告、意見陳述等

（理事会への報告等）
第７条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
２ 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。
３ 前項の請求をした監事は、当該請求から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集することができる。
４ 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

（差止請求）
第８条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。
（理事等からの報告への対応）
第９条 監事は、理事又は職員から、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。
（会計方針等に関する意見）
第１０条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。
２ 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事に意見を述べなければならない。

第４章 監査報告

（計算書類等の監査）

第１１条 監事は、代表理事から計算書類等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

（監査報告）

第１２条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

２ 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。

３ 監事は前 2 項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第５章 雑 則

（改 廃）

第１３条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、令和 2 年 11 月 17 日から施行する。（令和 2 年 11 月理事会決議）

休眠預金等活用法に関わる事業についての北海道 NPO ファンドハラスメントの防止に関する規程
※外部参照　ガバナンス・コンプライアンス規程第 4 章「コンプライアンス」第 5 章「公益通報者保護」
https://npoproject.hokkaido.jp/wp-content/uploads/2021/01/f2ce1d6196689d77b95f1a5b36c2ed8a.pdf

第 1 章 総 則
第 1 条 （目 的）
この規程は、男女雇用機会均等法に基づき、職場におけるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」とする。）、パワーハラスメント（以下「パワハラ」とする。）及び、マタニティハラスメント（以下「マタハラ」とする。）を防止するためにすべての職員等が遵守するべき事項、及びハラスメントに起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めることにより、良好な職場環境を維持し、職員等が有する能力の発揮を確保することを目的とする。

第 2 条 （定 義）
この規程の語句についての定義は次の各号に定めるものとする。
1. 「セクハラ」とは、職場における性的な言動に対する他の職員等の対応等により当該職員等の労働条件に対して不利益を与えること、又は性的な言動により他の職員等の就業環境を害することをいう。なお、セクハラは異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為及び、性別役割分担意識に基づく言動も含むものとする。
2. 「パワハラ」とは、同一の職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、職場において業務の適正な範囲を超えて、他の職員等へ精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為をいう。なお、パワハラは上司から部下に対する行為だけでなく、先輩・後輩間や同僚間、部下から上司に対して行われるものも含み、「職場内での優位性」には、職務上の地位に限らず、人間関係や専門知識、経験などの様々な優位性が含まれる。
3. 「マタハラ」とは、職場において妊娠・出産・育児休業等を背景として職員等の労働条件に対し不利益を与えること、また妊娠・出産・育児休業等に係る言動により当該職員等及び他の職員等の就業環境を害することをいう。
4. 「ハラスメント」とは、前各号に定めるハラスメントその他職場環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為をいい、職権を背景にしないハラスメント行為を含むものとする。
（2） 前項における「職場」とは、通常勤務している場所のみならず職員等が業務を遂行

するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。
（３） 第１項における「他の職員等」とは、直接的にハラスメントの相手方となった被害者に限らず、ハラスメントにより就業環境を害されたすべての職員等を含むものとする。
第３条 （適用範囲）
この規程は、すべての職員等に適用する。

第４条 （職員等の責務）
全ての職員等は、ハラスメントがもたらす影響の重大さを深く認識し、ハラスメントをしないよう各人がその言動や行動に十分注意するとともにハラスメントの被害を防止し、職場の構成員として良好な職場環境の維持及び確立に努めなければならない。
（２） 職員等は、他の職員等がハラスメントになり得る行為をし、又はしようとしていることを目撃及び認知したときは、ハラスメント相談窓口に積極的に相談するよう努めなければならない。
（３） 職員等は、ハラスメント行為の被害者に対して、ハラスメント相談窓口に被害の申し出をして相談することを勧め、その際には被害のあったことの証人となる用意がある旨を伝える等、ハラスメントを排除するための協力を申し出なければならない。
（４） 職員等は、ハラスメント行為に関する噂を流したり、ハラスメント行為者に対し個人的な制裁を加えたりしてはならない。

第５条 （理事および事務局担当スタッフの責務）
理事および事務局担当スタッフは、ハラスメントを防止及び排除する義務を負い、次に掲げる措置を講じなければならない。
1. 担当する部門に所属する職員等に対し、この規程の内容を周知、遵守させること。
2. 職員等がお互いを対等なパートナーとして意識し、協力して業務の遂行に取り組む良好な職場環境の維持に努めること。
3. 職員等のハラスメントに該当する行為、又はこれにつながる言動を目撃した場合には、当該ハラスメント行為を行った職員等へ適切な指導を行うこと。
4. 職員等から相談又は苦情の申し出があった場合には、プライバシーの保護に留意して迅速かつ適切にこれに対応するとともに、必要に応じて第 9 条に規定するハラスメント相談窓口と連絡調整を行うこと。

第６条 （ハラスメントの被害者）
ハラスメントの被害を受けた職員等は、可能な範囲で、次の各号掲げる対応をすることと

する。
1. 被害を我慢せず、躊躇なく理事または事務局担当スタッフ又はハラスメント相談窓口に相談すること。
2. ハラスメント行為者に対し不快感を表明し、中止するように要請すること。それでもなおハラスメントが継続するときはハラスメント相談窓口に被害の申し出をすること。
3. ハラスメント行為のあった日時、目撃者、その内容及びハラスメントに対して感じたこと、ハラスメント行為者に対して言ったこと、ハラスメントに対して行った対応等について記録を残すこと。

第７条 （禁止行為）
すべての職員等は、他の職員等を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序及び協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
1. セクハラに関する禁止行為
ｲ. 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
ﾛ. わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
ﾊ. 性的な噂の流布
ﾆ. 不必要な身体への接触
ﾎ. 社内外においてつけ回す等の行為
ﾍ. 性的な言動により、他の職員等の就業意欲を低下し、能力の発揮を阻害する行為
ﾄ. 性的な脅迫や侮辱行為
ﾁ. 交際・性的関係の強要
ﾘ. 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員等に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
ﾇ. その他、相手方及び他の職員等に不快感を与える性的な言動
2. パワハラに関する禁止行為
ｲ. 暴行・傷害等身体的な攻撃
ﾛ. 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃
ﾊ. 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離し行為
ﾆ. 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
ﾎ. 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない等の行為
ﾍ. 人事考課及び処分等による脅迫行為
ﾄ. 私的なことへの過度に立ち入り行為
ﾁ. その他前各号に準ずる行為
3. マタハラに関する禁止行為

ｲ. 妊娠による体調不良に対し、本人の求めがあるにも関わらず休暇取得、時差出勤その他労働基準法及び育児介護休業法で認められた措置の対応を認めない行為
ﾛ. 妊娠による体調不良により通常と同様の業務に従事できない者に対し、「迷惑」「無責任」などという趣旨の苦情行為
ﾊ. 妊娠中及び出産後の職員等に対し業務に従事させない、本人の意に反し専ら簡易な業務のみ与える等の就業環境を害する行為
ﾆ. 妊娠・出産・育児休業その他労働基準法および育児介護休業法で認められた措置の申出及び取得等に対し業務に支障が生じるという趣旨の苦情行為
ﾎ. 妊娠・出産・育児休業その他労働基準法および育児介護休業法で認められた措置の申出及び取得等を理由とした退職、配置転換の強要、降格その他当該職員等への不利益行為
ﾍ. その他前各号に準ずる行為
（２） 理事または事務局担当スタッフは、職員等がハラスメントを受けている事実を認めながら、これを無視する、黙認する等の行為をしてはならない。

第８条 （懲 戒）
前条第１項に定める禁止行為に該当する事実が認められた場合は、ガバナンス・コンプライアンス規程第４章第 33 条に定める処分を行う。

第９条 （相談及び苦情への対応）
ハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は、ガバナンス・コンプライアンス規程「第５章公益者保護」による。
（２） ハラスメントの被害者に限らず、すべての職員等はハラスメントに関する相談及び苦情を申し出ることができる。
（３） ハラスメントに関する相談は、放置すれば就業環境を害する恐れがある場合や、回数を重ねれば就業環境を害する恐れが生じる場合があるものも含む。
（４） セクハラに関する相談には、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクハラが生じる恐れがある場合も対象に含まれるものとする。
（５） パワハラに関する相談は、教育・指導の延長として行われ、パワハラが生じる恐れがある場合にも対象に含まれるものとする。
（６） 相談等を受けるときは、相談等を申し出た者と同性の相談員が同席するよう努めるものとする。

第１０条 （事実関係等の確認）
ハラスメントの相談を受けた後の事実関係等については、ガバナンス・コンプライアンス規

程「第４章コンプライアンス」による。

第１１条　（事実関係確認後の対応）
事実関係確認後の対応等については、ガバナンス・コンプライアンス規程「第４章コンプライアンス」による。
（２）　調査担当者はコンプライアンス担当理事あるいは監事の了解を得て、相談者、行為者の和解を促すことができる。

第１２条　（事後対応）
この法人は、ハラスメントの内容や状況に応じ、被害者及び加害者の関係改善に向けての援助、被害者と加害者を引き離すための配置転換、及び加害者の謝罪などの措置その他被害者の労働条件及び就業環境を改善するための措置を講ずるものとする。
（２）　この法人は、事後対応として被害者からのメンタルヘルス不調に関しての相談がある場合には対応し、事務局担当スタッフ(理事)やこの法人が指定する医師等と相談の上、適切な措置を講じるものとする。

第１３条　（不利益取り扱いの禁止）
職員等は、ハラスメントの拒否、苦情の申し出、当該苦情にかかる調査への協力及びその他ハラスメントに対する正当な対応をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはない。

第１４条　（プライバシーの保護）
ハラスメントに関する相談等を担当する相談員、その他相談に関係する者は、関係者のプライバシーを保護しなければならない。
第１５条　（根拠のない誹謗中傷等への懲戒）
根拠のない誹謗中傷等を行った場合、情報漏えいした場合等の懲戒については、ガバナンス・コンプライアンス規程第４章第33条による。
第１６条　（再発防止の義務等）
総務部長は、ハラスメントの事案が生じたときは、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。
第１７条　（規程の改廃）
この規程は、法律改正、この法人の経営状況又は社会情勢の変化等により必要と認めたときは、規程の内容を変更することがある。本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

第１８条　（解釈の疑義）
この規程の解釈に関して疑義が生じた場合の判断は理事会が行う。

（附則）
この規程は、理事会承認の日(2024 年 6 月 28 日)から施行する。

経理規程

第１章 総 則

（目的）
第１条 この規程は、特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド（以下「この法人」という。）の会計処理に関する基本を定めたものであり、会計業務を迅速かつ正確に処理し、この法人の損益の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。
（適用範囲）
第２条 当団体の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
（会計処理の原則）
第３条 会計の処理および手続きは、特定非営利活動促進法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計年度）
第４条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。
（会計の区分）
第５条 会計の区分は次のとおりとする。
(１)特定非営利活動に係る事業会計
(２)その他の事業会計
（会計責任者）
第６条 会計責任者は理事会で定める会計担当理事とする。
（規程外事項）
第７条 この規程に定めのない事項については、事務局および会計担当理事において協議し、代表理事の決裁を得て指示するものとする。
（規程の改廃）
第８条 この規程を改廃する場合は、理事会の決裁を受けなければならない。
（細則）
第９条 この規程の施行に関する細則は、別にこれを定めことができる。

第２章　勘定科目および帳簿組織

（勘定科目）
第１０条　この法人においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。
（会計帳簿）
第１１条　各会計の会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とする。
（主要簿）
第１２条　主要簿とは、つぎに揚げるものをいう。
（１）仕訳帳
（２）総勘定元帳

（補助簿）
第１３条　補助簿とは、つぎに揚げるものをいう。
（１）現金出納帳
（２）借入台帳
（３）会員台帳
（４）固定資産台帳
（５）寄付金台帳
（帳簿の照合）
第１４条　補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。
（帳簿の更新）
第１５条　帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。
（帳簿書類の保存期間）
第１６条　会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。
（１）計算書類等　10　年
（２）予算書　7　年
（３）会計帳簿　7　年
（４）契約書・証憑書類　7　年
（５）その他の書類　5　年
２　保存期間は、会計年度終了のときから起算する。
３　保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第３章　金銭出納

（金銭の範囲）

第１７条　この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

（出納責任者）

第１８条　金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

２　出納責任者は会計担当理事が任命する。

（細則）

第１９条　出納管理の施行に関する細則は、別にこれを定めることができる。

第４章　固定資産

（固定資産の範囲）
第２０条 固定資産とは、耐用年数１年以上で、かつ、取得価額 10 万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。
（取得価額）
第２１条 固定資産の取得価額は次の各号による。
(１)購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
(２)贈与によるものは、そのときの適正な評価額
（固定資産の購入）
第２２条 固定資産の購入に際しては、会計責任者および代表理事の決裁を受けなければならない。
（固定資産の管理責任者）
第２３条 固定資産の管理責任者は会計担当理事とする。
（固定資産の管理）
第２４条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は代表理事に報告しなければならない。
（登記および付保）
第２５条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。
（減価償却）
第２６条 有形固定資産のうち、土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。
（物品の管理）
第２７条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、事務局担当スタッフが管理するものとする。
（細則）
第２８条 固定資産の減価償却および管理の施行に関する細則については別に定める。

第５章 予 算

（予算の目的）

第２９条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

（予算編成）

第３０条 予算は事業計画案に従って立案し、調整および編成は理事会において行う。

２ 予算は収支の目的、性質にしたがって科目を区分する。

３ 予算の決定は、理事会の承認を得なければならない。

（予算の補正）

第３１条 予算の補正を必要とするときは、代表理事は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第６章 決 算

（目的）
第３２条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の損益を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。
（計算書類等の作成）
第３３条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類等を作成し理事会に提出しなければならない。
(１)財産目録
(２)貸借対照表
(３)活動計算書
２ 計算書類等は理事会および総会の承認を得なければならない。

第７章　雑則

(改廃)
第３４条　本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

付 則
この規程は、令和２年 11 月 17 日から施行する。(令和２年 11 月理事会決議)

北海道NPOファンド事務局規程

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は、北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第２章　組織・職制

（職員等）
第2条　事務局には、次に掲げる職員を置く。
（1）　事務局担当スタッフ
（2）　経理担当スタッフ
２事務局担当スタッフは、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第３章　職責

（職員の職務）
第3条　この法人の職員の職務は次のとおりとする。
（1）事務局担当スタッフは、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。
（2）経理担当スタッフは、会計業務のほか事務局担当スタッフを補佐するものとし、事務局担当スタッフに事故があるとき又は事務局が欠けたときは、その職務を代行する。
（職員の任免及び職務の指定）
第４条　職員の任免は、代表理事が行う。
２職員の職務は、代表理事が指定する。

第４章　事務処理

（事務の決裁）
第５条　事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局担当スタッフの決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事若しくは理事会の決裁を経なければならない。
（代理決裁）
第6条　代表理事又は事務局担当スタッフが出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。
２前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。
（規程外の対応）

第7条　本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。
（細則）
第8条　この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。
（改廃）
第9条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。（令和 2 年 6 月理事会決議）
この規程は、令和 2 年 11 月 17 日から改訂・施行する。（令和 2 年 11 月理事会決議）

北海道NPOファンド 情報公開規程

（目的）
第１条　この規程は、北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。
（法人の責務）
第２条　この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
（利用者の責務）
第３条　別表の文書保存期間基準表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。
（情報公開の方法）
第４条　この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。
（公告）
第５条　この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
２前項の公告については、定款第３４条の方法によるものとする。
（公表）
第６条　この法人は、法令の規定に従い、理事、監事に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
２前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。
（書類の備置き等）
第７条　この法人は、別表の文書保存期間基準表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。
２この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。
（閲覧等の場所及び日時）
第８条　前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、事務局規程に基づく事務局担当スタッフの指定する場所とする。

２前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第９条　第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

（1）様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

（2）閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。

（3）閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

（インターネットによる情報公開）

第１０条　この法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

２前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

（管理）

第１２条　この法人の情報公開に関する所管部署は、事務局とする。

（改廃）

第１３条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和２年７月１日から施行する。（令和２年６月理事会決議）

この規程は、令和２年11月17日から改訂・施行する。（令和２年11月理事会決議）

別表1　文書保存期間基準表

対象書類等の名称	備置期間
１定款	永久
2事業計画書、収支予算書を記載した書類	当該事業年度の終了時まで
3各事業年度の事業報告	7年間
4監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の賞罰を記載した書類、役員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	7年間
5理事会議事録、総会議事録	7年間
6計算書類等	１０年間
7会計帳簿、予算書、契約書・証憑書類	7年間
8.その他の会計書類	５年間

北海道 NPO ファンド文書管理規程

（目　的）

第１条　この規程は、【名称：特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド】（以下「この法人」という。）における文書の保存及び管理に関し、必要な事項を定める。

（適用文書の範囲）

第２条　この規程の適用を受ける文書は、許認可文書・決算書類・契約書・諸規程・決議書類並びに会計に関する書類・議事録・証憑書類、その他一切の業務文書（電磁的記録を含む）であって、一定期間保存を要するものをいう。

（区分）

第３条　文書は以下のとおり区分するものとする。

（１）機密文書

a.極　秘：重要事項で機密に属するもの

b.社外秘：社外に漏らすことを禁ずるもの

c.親　展：社外に発する場合の機密文書

（２）重要書類

官公庁からの文書等で前号以外のもの

（３）普通文書

前各号以外の一般文書

（文書管理担当者）

第４条 この法人に文書管理担当者を置く。

２ 文書管理担当者は、理事会が任免する。

３ 文書管理担当者は、法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

（文書の保存期間）

第５条

文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表にしたがう。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。

２ 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

（保存の方法）

第６条　一定の事務処理を終えた文書はすみやかに編綴するものとし、編綴は一般文書の場合は暦年ごとに、また経理関係文書は会計年度ごとに行うものとし、文書名・保存期間・保存の

始期および終期・その他文書保存に必要な事項を明記し、保存しなければならない。
2　保存文書は、文書管理担当者に移管するものとする。

（保存文書目録）
第７条　文書管理責任者は、保存文書の区分・保存期間・保存方法を一覧表にまとめた保存文書目録を作成するものとする。

（決裁手続き）
第８条 文書の起案は、事務局において行うものとする。
2 前項の規定により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、理事の職務権限規程に定める決裁権者の決裁を受けるものとする。
3 前項に定めるところにより事務担当スタッフ以上の者の決裁を経た起案文書については、事務局において保管する。

第９条（廃棄）　保存期間を経過した保存文書は廃棄する。ただし、廃棄時に、当該文書を主管するグループと文書管理担当者が協議の上、特に必要と認められたときは保存期間を延長することができる。
2　文書管理担当者は、廃棄処分にした文書について、保存文書目録に廃棄年月日を記入しなければならない。

（廃棄処分の方法）
第１０条
廃棄処分を決定した文書は、当該文書の内容を考慮して、焼却、裁断などの処分をする。

（本規程の改廃）
第１１条
本規約の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　　則
この規程は、理事会承認の日(2020 年 6 月 10 日)から施行する。
この規程は、令和 2 年 11 月 17 日から改訂・施行する。(令和 2 年 11 月理事会決議)

別表　文書保存期間基準表

別表対象書類等の名称	備置期間
１定款	永久
2事業計画書、収支予算書を記載した書類	当該事業年度の終了時まで
3各事業年度の事業報告	7年間
4監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の賞罰を記載した書類、役員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	7年間
5理事会議事録、総会議事録	7年間
6計算書類等	１０年間
7会計帳簿、予算書、契約書・証憑書類	7年間
8.その他の会計書類	５年間

役員の報酬に関する規程

特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド

（目的）

第１条この規程は、特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド（以下「この法人」という。）定款第１３条に基づき、役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条この法人の役員は、定款第９条第１項に定める理事および監事とする。

（報酬）

第３条この法人の役員は、無報酬とする。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

２　金額については別途定め、各種手当等を含んだ額を、原則当該役員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むこととする

（改廃）

第４条この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

（補則）

第５条この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、２０１６年２月２３日から施行する。

附則

この規程は、２０１６年１１月２９日より改訂、施行する。

この規程は、2020 年 11 月 17 日から改訂・施行する。(2020 年 11 月理事会決議)

北海道 NPO ファンド　理事の職務権限規程

第１章 総 則

（目 的）
第１条 この規程は、特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド（以下「この法人」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。
（法令等の順守）
第２条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第２章 理事の職務権限

（理 事）
第３条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。
（代表理事）
第４条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。
（1）代表理事としてこの法人を代表し、その業務を統括する。
（2）理事会を招集する。
（3）毎事業年度に自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
（理事）
第５条 理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。
（1）代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
（2）毎事業年度に、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第３章 補 則

（細 則）
第６条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。
（改 廃）
第７条 この規程の改廃は、理事会の決議による。
附 則
この規程は、令和２年 11 月 17 日から施行する。（令和２年 11 月理事会決議）

履歴事項全部証明書

札幌市中央区南八条西二丁目５番７４市民活動プラザ星園２０１号室
特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド

会社法人等番号	４３００－０５－００３７０９	
名　称	特定非営利活動法人北海道ＮＰＯ越智基金	平成１６年　３月　８日変更 平成１６年　３月１１日登記
	特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド	平成２３年　３月１８日変更 平成２３年　３月２２日登記
主たる事務所	札幌市東区北六条東三丁目３番１	平成２３年　７月　７日変更 平成２３年　７月２８日登記
	札幌市中央区南八条西二丁目５番７４市民活動プラザ星園２０１号室	平成２８年　６月２４日移転 平成２８年　６月３０日登記
法人成立の年月日	平成１４年１２月１７日	
目的等	目的 この法人は、市民、企業等から広く資金を募り、市民による自発的な非営利公益活動を実践する市民活動団体（ＮＰＯ）への助成事業を目的とする。 事業 この法人は特定非営利活動促進法の別表第１９号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行い、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 （１）特定非営利活動に係る事業 ①　市民活動団体（ＮＰＯ）への助成支援 ②　市民活動団体（ＮＰＯ）への助成支援に関する情報収集及び調査研究 ③　その他目的を達成するために必要な事業 （２）その他の事業 ①　物品の販売及び斡旋 ②　役務の提供 平成２５年　４月１１日変更　　平成２５年　４月１２日登記	
	目的 この法人は、市民、企業等から広く資金等の資源を募り、市民による自発的な公益活動を実践する市民活動団体（ＮＰＯ）への助成事業及び、持続可能な地域社会の仕組みづくりに資する活動を行うことを目的とする。 事業 この法人は特定非営利活動促進法の別表１９号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行い、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 （１）特定非営利活動に係る事業 ①　市民活動団体（ＮＰＯ）への助成支援 ②　市民活動団体（ＮＰＯ）への助成支援に関する情報収集及び調査研究	

札幌市中央区南八条西二丁目５番７４市民活動プラザ星園２０１号室
特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド

	③　寄付文化を醸成するための活動 ④　その他目的を達成するために必要な事業 （２）その他の事業 ①　物品の販売及び斡旋 ②　役務の提供 令和　４年　３月２２日変更	令和　４年　４月　１日登記
役員に関する事項	[redacted] 理事　樽見弘紀	令和　１年１２月２０日就任 令和　２年　１月１６日登記
	[redacted] 理事　樽見弘紀	令和　２年１１月３０日住所移転 令和　３年　３月３１日登記 令和　３年１２月２０日退任 令和　４年　１月２０日登記
	[redacted] 理事　今野佑一郎	令和　３年１２月２０日就任 令和　４年　１月２０日登記
	[redacted] 理事　今野佑一郎	令和　５年１２月２５日重任 令和　６年　１月１０日登記
登記記録に関する事項	設立	平成１４年１２月１７日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（札幌法務局管轄）

令和　６年　７月　２日
札幌法務局
登記官　佐　藤　智　尚

整理番号　Ｒ０９７４０４　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2020 年度事業活動報告　2020 年 10 月 1 日～2021 年 9 月 30 日

0.　2020 年度の助成事業概況

助成した、または運営中の基金は 14(休眠預金助成 2 つ、47 コロナ助成 2 つを含む)。このうちコロナ禍の非営利活動への助成を行う基金が 4、2018 年 9 月発災の胆振東部地震被災地支援活動支援のための基金が 3 つでした。
2020 年度の支払い助成金の総額は 7226 万円でした。

年度(10～9月)	経常収入	支払い助成金
2015	178,549	1,040,000
2016	517,412	3,197,501
2017	2,649,757	3,795,258
2018	34,100,288	12,021,711
2019	9,890,089	14,499,000
2020	84,121,972	72,261,270

1.助成実績

休眠預金等活用法による助成については、別途項目立てます。
北のNPO基金の全体像は、別紙資料をご覧ください。小さな基金を目的や依頼に応じて造成するために、基金数が増え全体像をつかみにくいというご意見をいただきました。NPOの活動やニーズが多様であることから、ある程度基金数が細分化され増えるのは仕方ない面もありますが、目的を達したらすみやかに運営を終了するなど、管理業務を増大させない工夫も認識しています。

1)越智基金・市民活動支援基金

一般公募により、道内のNPO法人・市民活動団体への助成を実施しました。今年は7～10団体の採択を予定していましたが、予想を大きく上回る26団体から申請があり、選定委員会および理事会で協議のすえすべての団体に助成し、コロナ感染症の影響がある中で活動する市民活動の再スタートを後押しすることとしました。

応募総数 26 団体　助成決定団体:26 団体　助成総額:137 万円

2) 北海道いぶり東部地震及び台風21号北海道内被災地支援基金(いぶり基金)

今年度第8回の助成を終え、基金残額が事実上ゼロとなりました。寄付募集を中止し、以後は「北海道災害復興支援基金」がその役割を引き継ぐことになります。

いぶり基金は、北海道いぶり東部地震及び台風21号北海道内被災地における支援活動を支えるための基金です。

(一般助成枠)

助成決定団体5団体　助成総額:900,000円。決算終了後の基金残額については、直近に予定されていた同趣旨のコープ2018年北海道地震ボランティア応援基金に繰り入れて助成することとします。その他の残額は北海道災害復興支援基金に繰り入れます。

(特別助成枠)

基金残額201万円。本年度は助成ありませんでした。北海道NPOサポートセンターと意見交換をしながら中長期的観点による助成を目指します。

3)まちのプロジェクト基金

組織診断+クラウドファンディングを特徴にした、組織力向上を意図した新しい助成プログラムです。2019年度は第2期の公募を実施、2団体がエントリーし採択されました。寄付募集を行ったのは1団体であり、もう1団体は辞退しました。

助成決定1団体　210800円(寄付額は248000円)

参考)第 1 期実績:助成決定団体 2 団体　助成総額 4,283,711 円

4)コープ 2018 年北海道地震ボランティア応援基金

北海道生協連さまより、胆振東部地震被災地における NPO・ボランティア団体による支援活動に対する助成を目的に造成された冠基金です。今年は 3 年助成の 3 年目となりました。3 年間でおよそ 900 万円を助成しました。

助成決定 7 団体　助成総額 125 万円　基金残額およそ 15 万円

基金残額は、選定委員会における「成果報告会や被災地活動の重要性を伝えてもらうような活動に当ててもらいたい」という意見に沿って活用いたします。

5) 厚真町子ども応援基金

匿名希望者様により造成された、胆振東部地震被災地である厚真町の子どもを支援する活動に助成する基金です。助成団体を指定する助成事業であり公募はしませんでした。実施団体からは年度ごとに事業計画を出していただき、助成金を拠出します。

2021 年助成額 185 万円、助成予定総額 500 万円

6)北海道災害復興支援基金コロナ特別枠

北海道災害復興支援基金として、寄付募集を行い、総額 30 万円の寄付をいただきました。採択 5 団体にグループインタビューを行い、コロナ禍の NPO 活動について伺いました。助成をもって一区切りとして、寄付募集を停止しました。

助成 5 団体、助成総額 27 万円

7) 47 コロナ基金通常枠助成

コロナ禍で運営体制を見直し変化を目指す NPO に助成をします。伴走支援者に委託費をつけることができるのが特徴となっています。

助成 2 団体、助成総額 71.9 万円

8)47 コロナ基金医療助成

公益財団法人さなぶりが運営する「47 コロナ基金」に対して、全国の医療機関への寄付の申し出があり、同基金に参加している当会が北海道の医療機関への助成配分を担うことになりました。北海道内各地の NPO 支援センターのみなさまに、医療機

関についての情報提供を受け、旭川、帯広、函館の合計 5 つの医療機関への助成が実現しました。

助成 5 医療機関、助成総額 649 万円(11 月までに完了予定)

2. 個人や団体等からの基金の原資を増やす下記の活動を行いました。

1)各基金の寄付額は以下の通りです。

基金名	金額 [円]	備考
越智基金	0	寄付受付を終了し、市民活動支援基金に移行します。
北のNPO基金【市民活動支援基金】	290,400	越智基金の後継と位置付けられる、市民活動向け・使途限定なし・少額助成を意図した基金です。
コープ 2018 年 北海道地震ボランティア応援基金	0	北海道生協連様により、胆振東部地震被災地の活動を支援するために造成された冠基金です。総額 900 万円、寄付募集はしません。
いぶり基金	117,510 円	胆振東部地震被災地における NPO 等支援活動のために造成されました。寄付募集は 2020 年度までで終了しました。
いぶり基金特別枠	0	バイナンス様の寄付により胆振東部地震被災地の中長期的支援のために造成されました。総額 500 万円、寄付募集はしません。
厚真町子ども応援基金	0	匿名様より、胆振東部地震被災地で活動する団体を指定した冠基金です。総額 500 万円、寄付募集はしません。
Club Med Tomamu	0	「Green Beats Tomamu Hokkaido」の収益金を活用した、 胆振東部地震被災地支援活動団体を指定した総額 1276000 円の冠基金です。寄付募集はしません。
宮本英基金	0	宮本氏による野外体験活動を行う団体への助成を行う基金。総額 330 万円、寄付募集はしません。
まちのプロジェクト基金	249,000 円	2021 年以降第 2 期寄付集めの予定
東日本被災者支援基金	0	運営終了
北海道災害復興支援基金	262,745 円	いぶり基金の後継と位置付けられる、平時から災害に備え、支援団体の活動を支える基金。ヤフーネット基金に登録中(いぶり基金のかわりに登録)。
北海道災害復興支援基金コロナ特別		コロナ起因により影響を受けた市民活動やコロナ感染症対策活動への助成目的

		の基金。
ハンドくんファンド	487,772	北の NPO 基金の運営自体を支援していただくために造成された基金です。ヤフーネット基金登録中。
合計	1,407,427 円	

3. 北のNPO基金の活動

■北の NPO 基金の専用サイトの運営のほか、北海道災害復興支援基金、いぞう寄付の窓口のサイトを運営しています。月あたりのページビューは北の NPO 基金で 700 あまりです。

SNS は、ツイッターが 70 フォロー、フェイスブックは北海道 NPO サポートセンターと共用しておりおよそ 500 いいね、北海道災害復興支援基金としてのツイッターがおよそ 40 フォロー、フェイスブックいいねが 150 ほどです。

昨年から引き続きヤフーネット基金に北海道 NPO ファンドの運営支援をしていただく「ハンド君ファンド」、また、北海道災害復興支援基金を登録しています。

4. 認定 NPO 法人北海道 NPO ファンドとしての活動

1) 税制優遇措置の認定を 5 年間更新

2021 年 5 月に、札幌市より認定 NPO 法人の 5 年間の更新の通知を受けました。指摘の多くは対応しておりますが、会員についての規程や、業務委託、謝金額についての対応は、今後検討すべき事項です。

2)企業との連携
小樽の企業から、自動販売機を活用して、北海道災害復興支援基金への継続的寄付をしたい旨問い合わせをいただき、当会理事 2 人が説明に伺いました。年度末までには実施にはいたっていませんが、引き続き検討している旨の返事をいただいております。

3)休眠預金活用に関わる活動

・ 一般財団法人日本民間公益活動連携機構の「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」の資金分配団体として「北海道リスタート事業～社会的居場所を失った人に新たなつながりを」を実施。

2020 年 7 月に、休眠預金の民間公益活動への活用を管理する一般財団法人日本民間公益活動連携機構の「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」に内定、8 月から公募開始しました。北海道 NPO サポートセンター、北海道総合研究調査会との連携事業です。
合計 11 団体におよそ 5000 万円を助成します。単年度事業で、事業総額はおよそ 6000 万円。
採択団体は以下の通りです。

- 特定非営利活動法人大雪山自然学校　10 月
- 特定非営利活動法人北海道エコビレッジ推進プロジェクト　10 月
- 特定非営利活動法人いぶり自然学校　10 月
- 特定非営利活動法人みなと計画　10 月
- 一般社団法人北海道ブックシェアリング　10 月
- 株式会社ＰＬＯＷ　10 月
- 特定非営利活動法人くるくるネット　1 月
- 一般社団法人あったらいいね　1 月
- 特定非営利活動法人こどもサポートふらの　3 月
- 特定非営利活動法人なごみ　3 月
- 特定非営利活動法人ねっこぼっこのいえ　4 月

・休眠預金助成の 2020 年度一般枠資金分配団体に内定
コープさっぽろ、北海道 NPO サポートセンターとの連携により、総額 5000 万円程度、北海道内の 3 団体への助成を申請し、日本民間公益活動連携機構に採択されました。2024 年初頭までの事業になります。
＜採択された団体＞
NPO 法人いきたす
NPO 法人のこたべ
一般社団法人十勝うらほろ樂舎

4)2018 年度、2019 年度、2020 年度年賀寄付金助成事業「非営利公益活動の集合的成果を拡大するための社会的インパクト評価促進事業」

非営利公益活動の分野で経営資源に乏しい団体が活躍するためには、直接的な協働だけでなく、住民をも巻き込んだ間接的な協働が必要となる。本事業はモデル団

体に対して、社会的インパクト評価を実施し「コミュニティにとって望ましい変化」が起きる道筋を示し、NPO 等の自発的社会的インパクト評価の実施を促し住民参加につなげることを目指します。未実施部分については助成金を返還しました。2020 年度は、継続 4 団体に対して評価を実施しました。

5) 新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会−行政と NPO の連携枠組みに参加しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対処するため、行政とまちづくり活動団体が連携し、一体となって助成の方向性を協議し、喫緊のニーズを踏まえた支援を迅速に進めることを目的に、2020 年 5 月 20 日に設立。札幌市、札幌市市民活動サポートセンター、札幌チャレンジド、北海道 NPO サポートセンターとともに運営メンバーとして参加。札幌市を対象としたさぽーとほっと基金助成の周知や広報などに関わったほか、北海道災害復興支援基金にコロナ特別枠助成を実施しました（1.参照）。

6)SIMI(社会的インパクトマネジメントイニシアチブ)賛同メンバー、全国コミュニティ財団協会正会員、全国レガシーギフト協会正会員として活動しました。

・SIMII(社会的インパクトマネジメントイニシアチブ)
　社会的インパクト評価や組織評価は、助成事業やSDGsとの関連で語られることが増えており、当会としても、情報の収集や関連イベントの開催を検討しています。また 2021 年 1 月開催の、SIMI によるイベント「ソーシャル・インパクトデイ」に当会スタッフが登壇しました。現状当会は有料のメンバーシップではなく、賛同メンバーとして関わります。

・全国コミュニティ財団協会
47 コロナ基金(さなぶり運営、全国コミュニティ財団協会協力)への参加が、主な活動でした。47 コロナ基金は全国の地域に密着したコミュニティ財団による連携キャンペーンであり、各々の財団の規模の小ささを補う可能性があります。
【47 コロナ基金助成事業を実施】
　47 コロナ基金北海道地区は、一般枠でおよそ 90 万円、医療支援においておよそ 720 万円の寄付をいただき当会に助成され、それぞれ2団体、5医療機関に配分する予定です(21年11月までに完了見込み)。

・全国レガシーギフト協会
遺贈寄付の相談窓口業務を実施。今年7月には、京都地域創造基金の可児氏をお招きしてミニセミナーを実施、また9月の遺贈寄付ウィークにはコミュニティ財団と一

緒に企画参加しました。各地のコミュニティ財団との連携企画が少しずつ実現した年でした。

5）いぞう寄付の相談窓口業務

全国レガシーギフト協会に加盟し遺贈寄付の相談窓口を開設しています。相談は 2 件ありました。専用サイトを開設し広報をしています。遺贈の相談だけでなく NPO 解散についての問い合わせも予想され、北海道 NPO サポートセンターとも連携しながらそれらの相談に対応します。超高齢化社会を迎え、独り身の方や高齢の方が社会や故郷に有意義に財産を活用してほしいという相談が増えていくことが予想されます。

2021 年度北海道 NPO ファンド事業報告書

0.　2021 年度の助成事業概況

21 年度は、休眠預金助成を中心に 3500 万円の助成支出となりました。

年度(10～9月)	経常収入	支払い助成金
2015	178,549	1,040,000
2016	517,412	3,197,501
2017	2,649,757	3,795,258
2018	34,100,288	12,021,711
2019	9,890,089	14,499,000
2020	84,121,972	72,261,270
2021	60,695,779	35,497,876

1.助成実績
休眠預金等活用法による助成については、別途項目立てます。
NPO の活動やニーズが多様であることから、ある程度基金数が細分化され増えるのは仕方ない面もありますが、目的を達したらすみやかに運営を終了するなど、管理業務を増大させない工夫も認識しています。

1)越智基金・市民活動支援基金
一般公募により、道内の NPO 法人・市民活動団体への助成を実施しました。今年は、ガソリン代の高騰などを背景に移動支援を行っている団体への支援を謳いました。

応募総数 23 団体 助成決定団体 10 団体 助成総額:70 万円

2）越智基金・市民活動支援基金ウィズ/ポストコロナ特別枠助成およびウクライナ等国際紛争避難者支援活動特別枠助成
2022 年 3 月に解散した NPO 法人ほっとステーションひだまり様の寄付により造成されました。
＜特別枠概要＞
寄付額　1844642 円　（３月末に受領済み）
事務手数料　寄付額の 10%　184464 円
助成額　1660178 円
「ウクライナ等国際紛争避難者支援活動特別枠」　８３万円１７８円
「ウィズ/ポストコロナの市民活動特別枠」８３万円
＜初回助成実績＞
ウィズ/ポストコロナ特別枠助成　申請 7、採択 7　助成総額 70 万円
ウクライナ等国際紛争避難者支援活動特別枠助成　申請 1　採択 1　助成総額 30 万円

22 年 11 月 12 日理事会にて、およそ 60 万円が積み残される見込みですが、寄付者への報告をし、札幌市内の国際系団体への再度のヒアリングなどをし、来年度に再公募する方針。特に申請ゼロになった国際避難者支援の状況を調べることとなりました。

2）北海道いぶり東部地震及び台風 21 号北海道内被災地支援基金(いぶり基金)

今年度第 8 回の助成を終え、基金残額が事実上ゼロとなりました。寄付募集を中止し、以後は「北海道災害復興支援基金」がその役割を引き継ぐことになります。

いぶり基金は、北海道いぶり東部地震及び台風 21 号北海道内被災地における支援活動を支えるための基金です。

（特別助成枠）
基金残額 201 万円。本年度は助成ありませんでした。北海道 NPO サポートセンターと意見交換をしながら中長期的観点による助成を目指します。

3)まちのプロジェクト基金

組織診断+クラウドファンディングを特徴にした、組織力向上を意図した新しい助成プログラムです。助成を受けて実施した 2 期の実績を検討して 3 期目の実施を目指しています。

4）コープ 2018 年北海道地震ボランティア応援基金

北海道生協連さまより、胆振東部地震被災地における NPO・ボランティア団体による支援活動に対する助成を目的に造成された冠基金です。

基金残額は、選定委員会における「成果報告会や被災地活動の重要性を伝えてもらうような活動に当ててもらいたい」という意見に沿って、22 年 10 月における北の国災害サポートチームさまとの共催フォーラムに活用しました。

5）厚真町子ども応援基金

匿名希望者様により造成された、胆振東部地震被災地である厚真町の子どもを支援する活動に助成する基金です。助成団体を指定する助成事業であり公募はしませんでした。実施団体からは年度ごとに事業計画を出していただき、助成金を拠出します。

21 年度は、厚真町滞在プログラムを実施しました。

助成額 65 万円、助成予定総額 500 万円

6)北海道災害復興支援基金

胆振東部地震の被災地支援助成の教訓を受けて造成された常設の基金です。21年度は助成を行いませんでした。

7）小林董信基金（新規造成）

当ファンドの連携団体である北海道 NPO サポートセンター前事務局長であり、NPO 法成立時から北海道の NPO の発展に大きな役割を果たされた故小林董信さんを偲び、その功績を後世に伝えるための基金を造成しました。22 年 3 月に北海道 NPO サポートセンターによって開催された「偲ぶ会」をきっかけとして、ゆかりの深い有志の方々を中心に、基金の造成に至りました。

この基金は、北海道 NPO サポートセンターと当ファンドがプロジェクトチームをつくり運営されます。

小林氏が実践されていた人を育て応援することを目指し、総額 1000 万円を 3 年間にわたり助成します。

2. 個人や団体等からの基金の原資を増やす下記の活動を行いました。

１）各基金の寄付額は以下の通りです。

基金名	金額［円］	備考
小林董信基金	11,510,051	21 年度に北海道ＮＰＯサポートセンターにより造成されました。人を育て応援することを目的とします。
越智基金	0	寄付受付を終了し、市民活動支援基金に移行します。
北のＮＰＯ基金【市民活動支援基金】	6,060	越智基金の後継と位置付けられる、市民活動向け・使途限定なし・少額助成を意図した基金です。
市民活動支援基金特別枠	1,844,642	NPO 法人ほっとステーションひだまり様の寄付により造成されました。ポストコロナの市民活動と、国際紛争からの避難者支援活動に対して助成します。
コープ 2018 年北海道地震ボランティア応援基金	46475	北海道生協連様により、胆振東部地震被災地の活動を支援するために造成された冠基金です。総額 900 万円、寄付募集はしません。助成金の一部返還が 1 件ありました。
いぶり基金	0 円	胆振東部地震被災地における NPO 等支援活動のために造成されました。寄付募集は 2020 年度までで終了しました。

いぶり基金特別枠	0	バイナンス様の寄付により胆振東部地震被災地の中長期的支援のために造成されました。総額 500 万円、寄付募集はしません。
厚真町子ども応援基金	0	匿名様より、胆振東部地震被災地で活動する団体を指定した冠基金です。総額 500 万円、寄付募集はしません。
まちのプロジェクト基金	0 円	2021 年以降第 2 期寄付集めの予定
北海道災害復興支援基金	156,028 円	いぶり基金の後継と位置付けられる、平時から災害に備え、支援団体の活動を支える基金。Yahoo!ネット募金に登録。
ハンドくんファンド	112,863 円	北の NPO 基金の運営自体を支援していただくために造成された基金です。Yahoo!ネット募金登録中。
合計	13,676,119 円	

３．北のＮＰＯ基金の活動

■小林基金の造成をきっかけとして、北の NPO 基金の規約を見直しました。個人への助成を明記したことが主な変更点です。

■北の NPO 基金の専用サイトの運営のほか、北海道災害復興支援基金、いぞう寄付の窓口のサイトを運営しています。月あたりのページビューは北の NPO 基金で 700 あまりです。

SNS は、ツイッターが 170 フォロー、フェイスブックは北海道 NPO サポートセンターと共用しておりおよそ 700 いいね、北海道災害復興支援基金としてのツイッターがおよそ 50 フォロー、フェイスブックいいねが 150 ほどです。

昨年から引き続き Yahoo!ネット募金に北海道 NPO ファンドの運営支援をしていただく「ハンド君ファンド」、また、北海道災害復興支援基金を登録しています。

４．　認定 NPO 法人北海道 NPO ファンドとしての活動

2021 年度は、他分野の中間支援との連携が進みました。
1） 北の国災害サポートチームとの連携

「災害時助成フローを作成しました」
北海道の災害支援団体の中間支援を行う「北の国災害サポートチーム」の協力で、災害時の緊急助成のフローを作成しました。
また、22 年 10 月の共催フォーラム「これからの災害支援考える北海道フォーラム～地域特性を踏まえた災害支援の構築を目指して」に向けて協働しました。当ファンドは、コープ 2018 年北海道地震ボランティア応援基金などの 3 年間の胆振東部地震被災地支援助成の実績を発表する機会をいただきました。

2)北海道 NPO サポートセンターとの連携
「小林董信基金の造成」
北海道 NPO サポートセンターと当ファンドでプロジェクトチームをつくり、NPO の発展に多大な貢献をされた故小林氏の功績を後世に伝えるための基金を造成しました。同時にホームページ「小林董信アーカイブ」を公開、助成情報だけでなく氏の足跡を集め公開しています。

「社会課題解決型 CROWDFUNDING 調査研究事業」
大学生がクラウドファンディングに調査し、発表会にて研究成果を発表します。今後の NPO・市民活動団体等がクラウドファンディングに挑戦していく際の知見を共有していくため、3 人の大学生が伴走支援を受けながらおよそ 6 か月の調査研究を行いました。

「非営利法人研究学会北海道部会他の合同部会・研究報告会にて話題提供」
北海道 NPO サポートセンターの紹介により、2022 年度 非営利法人研究学会北海道部会・国際公会計学会北海道部会・北日本会計研究会の合同部会・研究報告会において当会理事(高山)が、話題提供を行いました。テーマは、休眠預金活用等制度と北海道の活動事例です。

公益社団法人 非営利法人研究学会
https://www.npobp.or.jp/

3)休眠預金活用に関わる活動

・ 一般財団法人日本民間公益活動連携機構の「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」の資金分配団体として「北海道リスタート事業～社会的居場所を失った人に新たなつながりを」を実施。実行団体の活動は 22 年 3 月までに終了しており、精算作業中です。

2020 年 7 月に、休眠預金の民間公益活動への活用を管理する一般財団法人日本民間公益活動連携機構の「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」に内定、8 月から公募開始しました。北海道 NPO サポートセンター、北海道総合研究調査会との連携事業です。
合計 11 団体におよそ 5000 万円を助成。単年度事業です。

・休眠預金助成の 2020 年度一般枠資金分配団体として活動しています
コープさっぽろ、北海道 NPO サポートセンターとの連携により、総額 5000 万円程度、北海道内の 3 団体への助成を申請し、日本民間公益活動連携機構に採択されました。2024 年初頭までの事業になります。
＜採択された団体＞
NPO 法人いきたす
NPO 法人のこたべ
一般社団法人十勝うらほろ樂舎

・休眠預金助成の 2021 年度一般枠資金分配団体として活動しています
コープさっぽろ、北海道 NPO サポートセンターとの連携により、小中学生年代を対象とした体験・機会格差の是正に取り組む事業を実施しています。総額 6000 万円

(ア)株式会社あしたの寺子屋「地方の子どもの選択格差を解消するモデルの構築～第 3 の居場所と多世代交流プログラムの相乗効果による地域教育エコシステムの構築 」事業

(イ)新冠町商工会「地方情報不足解消、体験プログラムを通じた子ども非認知能力向上～地方人材流出を改める魅力ある地方教育創出とふるさと愛着度向上」事業

(ウ)一般社団法人かやぶきの家まねきや「かやぶきの家と縄文畑の多世代交流活動事業～「冒険あそび暮らしの地域コミュニティづくり」」事業

・休眠預金助成の 2022 年度一般枠資金分配団体に 6 月に申請、内定しました。助成総額は 6000 万円程度を予定しています。

5）新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会-行政と NPO の連携枠組みに参加しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対処するため、行政とまちづくり活動団体が連携し、一体となって助成の方向性を協議し、喫緊のニーズを踏まえた支援を迅速に進めることを目的に、2020 年 5 月 20 日に設立。札幌市、札幌市市民活動サポートセンター、札幌チャレンジド、北海道 NPO サポートセンターとともに運営メンバーとして参加。札幌市を対象としたさぽーとほっと基金助成の周知や広報などに関わっています。

6)ＳＩＭＩ(社会的インパクトマネジメントイニシアチブ)賛同メンバー、全国コミュニティ財団協会正会員、全国レガシーギフト協会正会員として活動しました。

・SIMI(社会的インパクトマネジメントイニシアチブ)
　社会的インパクト評価や組織評価は、助成事業や SDGｓとの関連で語られることが増えています。現状当会は有料のメンバーシップではなく、賛同メンバーとして関わります。

・全国コミュニティ財団協会
引き続き正会員として加盟しており、21 年度は協会会長の山田氏(佐賀未来創造基金)と当会代表理事の今野佑一郎の対談が WEB 公開されました。地域の資金循環を担う財団のネットワークによる情報交換、連携・協働を目指します。また、当ファンド元役員が、同協会によるヒアリングに協力し、当会役員が他地域の財団に事例紹介をするなど、目に見える活動が現れ始めました。

なお、22 年～3 年にかけて当ファンドが北海道東北ブロックのブロック長となりました。

・全国レガシーギフト協会
遺贈寄付の相談窓口業務を実施。9 月の遺贈寄付ウィークにはコミュニティ財団と一緒に企画参加しました。当ファンドは、2022 年 9 月 20 日(火)18:00～

に「遺贈寄付を受ける準備～事例を交えて(オンライン開催)」を連動企画として実施しました。

7） いぞう寄付の相談窓口業務

超高齢化社会を迎え、独り身の方や高齢の方が社会や故郷に有意義に財産を活用してほしいという相談が増えていくことが予想されます。当ファンドでは、全国レガシーギフト協会に加盟し遺贈寄付の相談窓口を開設しています。相談は 2 件ありました。専用サイトを開設し広報をしています。遺贈の相談だけでなく NPO 解散についての問い合わせも予想され、北海道 NPO サポートセンターとも連携しながらそれらの相談に対応します。

8）寄付月間 2021 のアンバサダーとして活動

欲しい未来に寄付を贈ろうという趣旨で、寄付月間推進委員会により運営されている、全国的なキャンペーンです。
初めて参加した北海道 NPO ファンドは、アンバサダー賞を受賞しました。2022 年も参加する予定です。

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド　2022 年度事業報告書

0. 2022 年度の助成事業概況

22 年度は、休眠預金助成を中心に 3700 万円の助成支出となりました。

年度（10～9月）	経常収入	支払助成金
2015	178,549	1,040,000
2016	517,412	3,197,501
2017	2,649,757	3,795,258
2018	34,100,288	12,021,711
2019	9,890,089	14,499,000
2020	84,121,972	72,261,270
2021	60,695,779	35,497,876

2022	50,972,442	37,055,250

1.助成実績
休眠預金等活用法による助成については、別途項目立てます。

1)越智基金・市民活動支援基金
一般公募により、道内の NPO 法人・市民活動団体への助成を実施しました。今年は、ガソリン代の高騰などを背景に移動支援を行っている団体への支援を謳いました。

応募総数 31 団体　助成決定団体 10 団体　助成総額:50 万円

2)越智基金・市民活動支援基金ウィズ/ポストコロナ特別枠助成およびウクライナ等国際紛争避難者支援活動特別枠助成
2022 年 3 月に解散した NPO 法人ほっとステーションひだまり様の寄付により造成されました。
＜特別枠概要＞
寄付額　1844642 円（3月末に受領済み）
事務手数料　寄付額の 10%　184464 円
助成額　1660178 円
「ウクライナ等国際紛争避難者支援活動特別枠」　83万円178円
「ウィズ/ポストコロナの市民活動特別枠」83万円
＜初回助成実績＞
ウィズ/ポストコロナ特別枠助成　申請 1、採択 1　助成総額 10 万円
ウクライナ等国際紛争避難者支援活動特別枠助成　申請 2　採択 2　助成総額 50 万円

2）北海道いぶり東部地震及び台風 21 号北海道内被災地支援基金（いぶり基金）
2021 年度第 8 回の助成を終え、基金残額が事実上ゼロとなりました。寄付募集を中止し、以後は「北海道災害復興支援基金」がその役割を引き継ぐことになります。

いぶり基金は、北海道いぶり東部地震及び台風 21 号北海道内被災地における支援活動を支えるための基金です。

（特別助成枠）
基金残額 201 万円。本年度は 1 件 45 万円を助成しました。基金残額は、156 万円となりました。北海道 NPO サポートセンターと意見交換をしながら中長期的観点による助成を目指します。

3）こども基金
こども基金は常設型でこども分野で活動する団体への助成を目的としています。2022 年 11 月、元北海道日本ハムファイターズ所属・現福岡ソフトバンクホークス所属で、このたび通算 1000 本安打を達成した近藤健介選手の「マイルストーンオークション」が行われ、近藤選手の北海道の子どもたちに広く役立てて欲しいという願いにより、収益金を「こども基金」へご寄付をいただくこととなりました。
北海道内で子ども分野で活動している 3 団体におよそ 64 万円を助成しました。基金残額はこの助成によってゼロとなりました。

4）まちのプロジェクト基金

組織診断＋クラウドファンディングを特徴にした、組織力向上を意図した新しい助成プログラムです。助成を受けて実施した 2 期の実績を検討して 3 期目の実施を目指していますが 2022 年度は実施へ向けた検討ができませんでした。

5）コープ 2018 年北海道地震ボランティア応援基金

北海道生協連さまより、胆振東部地震被災地における NPO・ボランティア団体による支援活動に対する助成を目的に造成された冠基金です。

基金残額は、選定委員会における「成果報告会や被災地活動の重要性を伝えてもらうような活動に当ててもらいたい」という意見に沿って、22 年 10 月における北の国災害サポートチームさまとの共催フォーラムに活用しました。

すべての助成を終え、3 年間の活動報告書の制作を予定しています。

6）厚真町子ども応援基金

匿名希望者様により造成された、胆振東部地震被災地である厚真町の子どもを支

援する活動に助成する基金です。助成団体を指定する助成事業であり公募はしませんでした。実施団体からは年度ごとに事業計画を出していただき、助成金を拠出します。

22 年度は、厚真町滞在プログラムを実施しました。

助成額 80 万円、助成予定総額 500 万円

7)北海道災害復興支援基金

胆振東部地震の被災地支援助成の教訓を受けて造成された常設の基金です。22 年度は助成を行いませんでした。

8)小林董信基金

当ファンドの連携団体である北海道 NPO サポートセンター前事務局長であり、NPO 法成立時から北海道の NPO の発展に大きな役割を果たされた故小林董信さんを偲び、その功績を後世に伝えるための基金を造成しました。22 年 3 月に北海道 NPO サポートセンターによって開催された「偲ぶ会」をきっかけとして、ゆかりの深い有志の方々を中心に、基金の造成に至りました。

初回助成は、個人の能力向上、団体プロジェクトそれぞれ 4 人 4 プロジェクトが採択され、合計 250 万円を助成しました。

この基金は、北海道 NPO サポートセンターと当ファンドがプロジェクトチームをつくり運営されます。

小林氏が実践されていた人を育て応援することを目指し、総額 1000 万円を 3 年間にわたり助成します。

9)団体指定寄付

2022 年度は、特定非営利活動法人SDGsほっと北海道を指定した寄付助成を行ないました。

2. 個人や団体等からの基金の原資を増やす下記の活動を行いました。

各基金の寄付額は以下の通りです。

基金名	金額［円］	備考
小林董信基金	11000	21 年度に北海道NPOサポートセンターにより造成されました。人を育て応援することを目的とします。
越智基金	0	寄付受付を終了し、市民活動支援基金に移行します。
北のNPO基金【市民活動支援基金】	12000	越智基金の後継と位置付けられる、市民活動向け・使途限定なし・少額助成を意図した基金です。
市民活動支援基金特別枠	0	NPO 法人ほっとステーションひだまり様の寄付により造成されました。ポストコロナの市民活動と、国際紛争からの避難者支援活動に対して助成します。
こども基金	712800	常設型基金です。今年は北海道日本ハムファイターズ様チャリティオークションよりご寄付をいただき 3 団体に助成しました。
コープ 2018 年北海道地震ボランティア応援基金	0	北海道生協連様により、胆振東部地震被災地の活動を支援するために造成された冠基金です。総額 900 万円、寄付募集はしません。
いぶり基金	0	胆振東部地震被災地における NPO 等支援活動のために造成されました。寄付募集は 2020 年度までで終了しました。
いぶり基金特別枠	0	バイナンス様の寄付により胆振東部地震被災地の中長期的支援のために造成されました。総額 500 万円、寄付募集はしません。
厚真町子ども応援基金	0	匿名様より、胆振東部地震被災地で活動する団体を指定した冠基金です。総額 500 万円、寄付募集はしません。
まちのプロジェクト基金	0 円	2021 年以降第 2 期寄付集めの予定
北海道災害復興支援基金	83134 円	いぶり基金の後継と位置付けられる、平時から災害に備え、支援団体の活動を支える基金。Yahoo!ネット募金に登録。
団体指定寄付	22222 円	1 団体を指定した寄付をいただきました。
ハンドくんファンド	52031 円	北の NPO 基金の運営自体を支援していただくために造成された基金です。Yahoo!ネット募金登録中。
合計	893187 円	

3. 北のNPO基金の活動

■北の NPO 基金の専用サイトの運営のほか、北海道災害復興支援基金、いぞう寄付の窓口のサイトを運営しています。月あたりのページビューは北の NPO 基金で 700 あまりです。

SNS は、X が 210 フォロー、フェイスブックは北海道 NPO サポートセンターと共用しておりおよそ 700 いいね、北海道災害復興支援基金としてのツイッターがおよそ 50 フォロー、フェイスブックいいねが 150 ほどです。

昨年から引き続き Yahoo!ネット募金に北海道 NPO ファンドの運営支援をしていただく「ハンド君ファンド」、また、北海道災害復興支援基金を登録しています。

4. 認定 NPO 法人北海道 NPO ファンドとしての活動

2022 年度は、他分野の中間支援との連携が進みました。

1）北の国災害サポートチームとの連携

また、23 年 9 月の共催フォーラム「これからの災害支援考える北海道フォーラム～地域特性を踏まえた災害支援の構築を目指して」を開催しました。

2）北海道 NPO サポートセンターとの連携

「小林董信基金の運営」

北海道 NPO サポートセンターと当ファンドでプロジェクトチームをつくり、NPO の発展に多大な貢献をされた故小林氏の功績を後世に伝えるための基金を造成しました。今年は初回助成を行ない、採択者インタビューを公開しました。ホームページ「小林董信アーカイブ」では、助成情報だけでなく氏の足跡を集め公開しています。

3）休眠預金活用に関わる活動

・休眠預金助成の 2020 年度一般枠資金分配団体として活動しています
コープさっぽろ、北海道 NPO サポートセンターとの連携により、総額 5000 万円程度、北海道内の 3 団体への助成を申請し、日本民間公益活動連携機構に採択されました。2024 年初頭までの事業になります。
＜採択された団体＞
NPO 法人いきたす
NPO 法人のこたべ
一般社団法人十勝うらほろ樂舎

・休眠預金助成の 2021 年度一般枠資金分配団体として活動しています
コープさっぽろ、北海道 NPO サポートセンターとの連携により、小中学生年代を対象とした体験・機会格差の是正に取り組む事業を実施しています。総額 6000 万円

（ア）株式会社あしたの寺子屋「地方の子どもの選択格差を解消するモデルの構築～第 3 の居場所と多世代交流プログラムの相乗効果による地域教育エコシステムの構築 」事業

（イ）新冠町商工会「地方情報不足解消、体験プログラムを通じた子ども非認知能力向上～地方人材流出を改める魅力ある地方教育創出とふるさと愛着度向上」事業

（ウ）一般社団法人かやぶきの家まねきや「かやぶきの家と縄文畑の多世代交流活動事業～「冒険あそび暮らしの地域コミュニティづくり」」事業

・休眠預金助成の 2022 年度一般枠資金分配団体に 6 月に申請、内定しました。助成総額は 6000 万円程度です。
採択団体
一般社団法人にじいろほっかいどう（函館市）：社会的居場所を核とした働き方と暮らし方の共生の実現～地域コミュニティにおける障がいのある LGBTQ の受容を目指して：内定助成額 18476410 円
特定非営利活動法人北海道レインボー・リソースセンター　L-Port（札幌市）：望まない孤立に陥りやすい LGBTQ 当事者のセーフティネットから、社会参加を望む LGBTQ＋当事者のサポートまで／主に障がいのある LGBTQ+を対象としたワンストップ支援の構築：内定助成額 17017541 円

特定非営利活動法人地域生活支援ネットワークサロン(釧路市):カミングアウトから自己表現へ　真の社会参加創造事業／共生社会のアバンギャルドと探求する社会変革:内定助成額 17398905 円

2023 年度の草の根・通常枠に、はまなす財団様と連携して申請しましたが残念ながら採択されませんでした。24 年度以降、形を変えて申請を試みます。

5）新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会-行政と NPO の連携枠組みに参加しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対処するため、行政とまちづくり活動団体が連携し、一体となって助成の方向性を協議し、喫緊のニーズを踏まえた支援を迅速に進めることを目的に、2020 年 5 月 20 日に設立。札幌市、札幌市市民活動サポートセンター、札幌チャレンジド、北海道 NPO サポートセンターとともに運営メンバーとして参加。札幌市を対象としたさぽーとほっと基金助成の周知や広報などに加え、23 年 4 月からは伴走支援も実施することになりました。

6)SIMI(社会的インパクトマネジメントイニシアチブ)賛同メンバー、全国コミュニティ財団協会正会員、全国レガシーギフト協会正会員として活動しました。

・SIMI(社会的インパクトマネジメントイニシアチブ)
　社会的インパクト評価や組織評価は、助成事業や SDGsとの関連で語られることが増えています。現状当会は有料のメンバーシップではなく、賛同メンバーとして関わります。

・全国コミュニティ財団協会
引き続き正会員として加盟しています。地域の資金循環を担う財団のネットワークによる情報交換、連携・協働を目指します。
2022 年度は、休眠預金資金分配団体申請へむけて、あいちコミュニティ財団、長野県みらい基金とコンソーシアムを組んで申請しました。
22 年～3 年にかけて当ファンドが北海道東北ブロックのブロック長となりましたので、ブロック研修企画を予定しています。

・全国レガシーギフト協会

遺贈寄付の相談窓口業務を実施。9 月の遺贈寄付ウィークにはコミュニティ財団と一緒に企画参加しました。当ファンドは、2023 年 9 月 27 日(火)18:30～ に「遺贈寄付ウィーク 2023～遺贈寄付の相談対応と準備」を連動企画として実施しました。

7） いぞう寄付の相談窓口業務

超高齢化社会を迎え、独り身の方や高齢の方が社会や故郷に有意義に財産を活用してほしいという相談が増えていくことが予想されます。当ファンドでは、全国レガシーギフト協会に加盟し遺贈寄付の相談窓口を開設しています。
2022 年度の相談は 2 件ありました。専用サイトを開設し広報をしています。

8)寄付月間 2022 のアンバサダーとして活動

欲しい未来に寄付を贈ろうという趣旨で、寄付月間推進委員会により運営されている、全国的なキャンペーンです。
共同事務局に参加し、またキャンペーンに参加しました。

9)日本非営利組織評価センターのグッドガバナンス認証取得へ向けた活動

2023 年 8 月にベーシックガバナンスチェックを更新しましたが、グッドガバナンス認証の取得には至りませんでした。

【法人基礎データの入力】

◎下記の［　］に「法人名」と「事業年度」と「前期繰越正味財産額」を入力してください。

● 法 人 名：　北海道NPOファンド

● 事業年度：　※2020年 10月 1日 ～ ※2021年 9月 30日

※西暦で入力・表示したい場合は、「2011」年等と入力し、年号を付けて入力・表示したい場合は、「平成23」年等と入力してください。

	［特定非営利活動に係る事業］	［その他の事業］	［合　計］
● 前期繰越正味財産額：	17,167,999 円	0 円	17,167,999 円

【検算】

◎上記の各シートを入力した後、下記の各数値を入力し、各数値が一致するかを確認してください。

活動計算書の次期繰越正味財産額：		（活動計算書の一番下の数値）
貸借対照表の正味財産合計：		（貸借対照表の下から2番目の数値）
財産目録の正味財産：		（財産目録の一番下の数値）
「一致」 又は 「不一致」	一致	（上記の全の数値が一致すれば「一致」と表記されます）

※財務諸表のサンプルを4パターンに分けてエクセルのデータとして用意しています。
各法人の財政規模や活動内容等に応じて、それぞれの4つのパターンの各シート（活動計算書・貸借対照表・注記・財産目録）を組み替えたり、科目等を追加・削除・修正するなどしてお使いください。

北海道NPOファンド

活動計算書

2020 年　10 月　 1 日　～　 2021 年　 9 月　30 日　まで

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取寄付金			
受取寄付金		1,407,427	
2. 受取助成金等			
受取助成金		82,709,592	
3. その他収益			
受取利息	90		
雑収益	4,863	4,953	
経常収益計			84,121,972
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	4,474,100		
通勤費	104,800		
法定福利費	295,705		
人件費計	4,874,605		
(2)その他経費			
業務委託費	9,305,295		
諸謝金	1,310,000		
印刷製本費	96,898		
広報費	40,000		
会場費	3,560		
旅費交通費	288,834		
通信運搬費	107,968		
消耗品費	3,802		
地代家賃	558,977		
減価償却費	56,760		
支払手数料	135,904		
支払助成金	72,262,170		
その他経費計	84,170,168		
事業費計		89,044,773	
2. 管理費			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
通信運搬費	38,070		
消耗品費	385		
諸会費	50,000		
租税公課	1,050		
支払手数料	15,840		
その他経費計	105,345		
管理費計		105,345	
経常費用計			89,150,118
当期正味財産増減額			△ 5,028,146
前期繰越正味財産額			17,167,999
次期繰越正味財産額			12,139,853

北海道NPOファンド

貸借対照表

2021 年　 9 月　 30 日現在

（単位:円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金	224,887		
普通預金	42,069,401		
未収金	14,993		
立替金	35,000		
流動資産合計		42,344,281	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品	113,520		
(2)投資その他の資産			
出資金	4,000,000		
固定資産合計		4,113,520	
資産合計			46,457,801
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,375,889		
前受金	22,865,148		
預り金	76,911		
流動負債合計		34,317,948	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			34,317,948
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産		17,167,999	
当期正味財産増減額		△ 5,028,146	
正味財産合計			12,139,853
負債及び正味財産合計			46,457,801

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日　2017年12月12日最終改正　NPO法人会計基準協議会)によっています。
(1)固定資産の減価償却の方法
法人税法の規定に基づいて、有形固定資産は定率法で、無形固定資産は定額法で償却をしています。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、取得価額の合計額の3分の1に相当する金額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において償却する一括償却法で償却をしています。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科　目	運営(ハンドくん基金)	越智基金	市民活動支援基金	コープ　2018年北海道地震ボランティア応援基金	いぶり基金	いぶり基金特別枠	厚真町子ども応援基金	子ども基金	まちのプロジェクト基金
Ⅰ　経常収益									
受取寄付金	487,772	0	290,400	0	117,510	0	0	0	249,000
受取助成金等	340,290	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収益	4,953	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	**833,015**	**0**	**290,400**	**0**	**117,510**	**0**	**0**	**0**	**249,000**
Ⅱ　経常費用									
事業費									
(1)　人件費									
給与手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
(2)　その他経費									
業務委託費	180,000	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金	290,000	0	0	0	0	0	0	0	100,000
印刷製本費	65,531	0	0	0	0	0	0	0	11,506
広報費	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0
会場費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	12,272	0	0	0	0	0	0	0	0
通信運搬費	18,645	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	1,452	0	0	0	0	0	0	0	0
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	73,974	0	0	0	0	0	0	0	1,540
支払助成金	0	2,085,000	0	1,250,000	900,000	0	1,850,000	0	0
その他経費計	**681,874**	**2,085,000**	**0**	**1,250,000**	**900,000**	**0**	**1,850,000**	**0**	**113,046**
事業費計	**681,874**	**2,085,000**	**0**	**1,250,000**	**900,000**	**0**	**1,850,000**	**0**	**113,046**
管理費									
(1)　人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
(2)　その他経費									
通信運搬費	38,070	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	385	0	0	0	0	0	0	0	0
諸会費	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	15,840	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費計	**105,345**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
経常費用計	**787,219**	**2,085,000**	**0**	**1,250,000**	**900,000**	**0**	**1,850,000**	**0**	**113,046**
経理区分間振替額	**87,664**	**0**	**△ 29,040**	**286,356**	**△ 286,356**	**0**	**0**		**△ 37,350**
当期正味財産増減額	**133,460**	**△ 2,085,000**	**261,360**	**△ 963,644**	**△ 1,068,846**	**0**	**△ 1,850,000**	**0**	**98,604**
前期繰越正味財産額	**2,978,268**	**3,856,105**	**546,480**	**1,090,000**	**1,068,846**	**2,010,000**	**4,100,000**	**0**	**0**
次期繰越正味財産額	**3,111,728**	**1,771,105**	**807,840**	**126,356**	**0**	**2,010,000**	**2,250,000**	**0**	**98,604**

科　目	宮本英基金	クラブメッドトマム	北海道災害復興支援基金	北海道災害復興支援基金コロナ特別枠	北海道災害復興支援基金47コロナ基金	休眠預金コロナ特別	休眠預金通常	合計
Ⅰ　経常収益								
受取寄付金	0	0	262,745	0	0	0		**1,407,427**
受取助成金等	0	0	0	0	8,008,850	56,116,986	18,243,466	**82,709,592**
その他収益	0	0	0	0	0	0		**4,953**
経常収益計	**0**	**0**	**262,745**	**0**	**8,008,850**	**56,116,986**	**18,243,466**	**84,121,972**
Ⅱ　経常費用								
事業費								
(1)　人件費								
給与手当	0	0	0	0	0	2,052,000	2,422,100	4,474,100
通勤費	0	0	0	0	0	0	104,800	104,800
法定福利費	0	0	0	0	0	0	295,705	295,705
人件費計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**2,052,000**	**2,822,605**	**4,874,605**
(2)　その他経費								
業務委託費	0	0	0	0	0	4,955,295	4,170,000	**9,305,295**
諸謝金	0	0	0	0	0	680,000	240,000	**1,310,000**
印刷製本費	0	0	0	0	4,081	0	15,780	**96,898**
広報費	0	0	0	0	0	0	0	**40,000**
会場費	0	0	0	0	0	3,560	0	**3,560**
旅費交通費	0	0	0	0	0	35,168	241,394	**288,834**
通信運搬費	0	0	0	0	0	86,203	3,120	**107,968**
消耗品費	0	0	0	0	0	2,350	0	**3,802**
地代家賃	0	0	0	0	0	384,000	174,977	**558,977**
減価償却費	0	0	0	0	0	0	56,760	**56,760**
支払手数料	0	0	0	0	440	28,160	31,790	**135,904**
支払助成金	0	1,153,400	0	270,000	6,490,000	47,890,250	10,373,520	**72,262,170**
その他経費計	0	1,153,400	0	270,000	6,494,521	54,064,986	15,307,341	**84,170,168**
事業費計	**0**	**1,153,400**	**0**	**270,000**	**6,494,521**	**56,116,986**	**18,129,946**	**89,044,773**
管理費								
(1)　人件費	0	0	0	0	0	0	0	**0**
人件費計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
(2)　その他経費								
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	**38,070**
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	**385**
諸会費	0	0	0	0	0	0	0	**50,000**
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	**1,050**
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	**15,840**
管理費計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**105,345**
経常費用計	**0**	**1,153,400**	**0**	**270,000**	**6,494,521**	**56,116,986**	**18,129,946**	**89,150,118**
経理区分間振替額	**0**	**5,000**	**△ 26,274**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
当期正味財産増減額	**0**	**△ 1,148,400**	**236,471**	**△ 270,000**	**1,514,329**	**0**	**113,520**	**△ 5,028,146**
前期繰越正味財産額	**0**	**1,148,400**	**99,900**	**270,000**	**0**	**0**	**0**	**17,167,999**
次期繰越正味財産額	**0**	**0**	**336,371**	**0**	**1,514,329**	**0**	**113,520**	**12,139,853**

3.【使途等が制約された寄付等の内訳】

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は12,139,853円ですが、そのうち使途が特定されている正味財産は下記の基金で使用される財産です。したがって、使途等が制約されていない正味財産は、3,111,728円です。

内　容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備　考
越智基金	3,856,105	0	2,085,000	1,771,105	
市民活動支援基金	546,480	290,400	29,040	807,840	
コープ 2018年北海道地震ボランティア応援基金	1,090,000	286,356	1,250,000	126,356	
いぶり基金	1,068,846	117,510	1,186,356	0	
いぶり基金特別枠	2,010,000	0	0	2,010,000	
厚真町子ども応援基金	4,100,000	0	1,850,000	2,250,000	
子ども基金	0	0	0	0	
まちのプロジェクト基金	0	249,000	150,396	98,604	
宮本英基金	0	0	0	0	
クラブメッドトマム	1,148,400	0	1,148,400	0	
北海道災害復興支援基金	99,900	262,745	26,274	336,371	
北海道災害復興支援基金コロナ特別枠	270,000	0	270,000	0	
北海道災害復興支援基金47コロナ基金	0	8,008,850	6,494,521	1,514,329	
休眠預金コロナ特別	0	56,116,986	56,116,986	0	
休眠預金通常	0	18,243,466	18,129,946	113,520	什器備品170,280のうち113,520円が未償却となっています。
合計	14,189,731	83,575,313	88,736,919	9,028,125	

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科　目	期首取得価額	取　得	減　少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(1)有形固定資産						
什器備品	0	170,280	0	170,280	56,760	113,520
(2)投資その他の資産						
出資金	4,000,000	0	0	4,000,000	0	4,000,000
合　計	4,000,000	170,280	0	4,170,280	56,760	4,113,520

北海道NPOファンド

財産目録

2021 年　9 月　30 日現在

（単位:円）

科　目	金　額		
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	224,887		
北海道労働金庫　本店	577,081		
北洋銀行　北七条支店	8,111,665		
北海道労働金庫　本店	4,082,092		
郵便振替　ゆうちょ銀行	352,270		
北洋銀行　薄野支店	7,745,471		
北海道銀行　薄野支店	21,200,822		
未収金			
未精算諸経費	14,993		
立替金			
職員給与	35,000		
流動資産合計		42,344,281	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	113,520		
(2)投資その他の資産			
出資金			
NPOバンク事業組合	4,000,000		
固定資産合計		4,113,520	
資産合計			46,457,801
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
休眠預金助成事業経費	5,715,295		
支払助成金	5,285,000		
給与手当	300,423		
その他諸経費	75,171		
前受金			
休眠預金(通常枠)助成金	18,730,134		
休眠預金(緊急枠)助成金	4,135,014		
預り金			
社会保険料	24,438		
源泉所得税	45,273		
住民税	7,200		
流動負債合計		34,317,948	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			34,317,948
正味財産			12,139,853

監 査 報 告 書

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド
代表理事　樽見弘紀　殿

2021 年 12 月 13 日

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド
監　事　瀧谷　和隆 [redacted]

監事は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、2020 年 10 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び活動計算書）及びその注記並びに財産目録について検討いたしました。

2　監査意見

財務諸表及びその注記並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

【法人基礎データの入力】

◎下記の［　］に「法人名」と「事業年度」と「前期繰越正味財産額」を入力してください。

● 法 人 名：　特定非営利活動法人　北海道NPOファンド

● 事業年度：　※ 2021 年 10 月 1 日　～　※ 2022 年 9 月 30 日

※西暦で入力・表示したい場合は、「2011」年等と入力し、年号を付けて入力・表示したい場合は、「平成23」年等と入力してください。

	［特定非営利活動に係る事業］	［その他の事業］	［合　計］
● 前期繰越正味財産額：	12,139,853 円	0 円	12,139,853 円

【検算】

◎上記の各シートを入力した後、下記の各数値を入力し、各数値が一致するかを確認してください。

活動計算書の次期繰越正味財産額：		（活動計算書の一番下の数値）
貸借対照表の正味財産合計：		（貸借対照表の下から2番目の数値）
財産目録の正味財産：		（財産目録の一番下の数値）
「一致」 又は 「不一致」	一致	（上記の全の数値が一致すれば「一致」と表記されます）

※財務諸表のサンプルを4パターンに分けてエクセルのデータとして用意しています。
各法人の財政規模や活動内容等に応じて、それぞれの4つのパターンの各シート（活動計算書・貸借対照表注記・財産目録）を組み替えたり、科目等を追加・削除・修正するなどしてお使いください。

特定非営利活動法人　北海道NPOファンド

活動計算書

2021 年　10 月　 1 日　～　 2022 年　 9 月　30 日　まで

(単位:円)

科　目		金　額	
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
受取会費		50,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金		13,565,413	
3. 受取助成金等			
受取助成金		46,877,735	
4. 事業収益			
事業収益		60,000	
5. その他収益			
受取利息	71		
雑収益	4,160	4,231	
経常収益計			60,557,379
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	3,004,138		
通勤費	76,280		
法定福利費	360,400		
人件費計	3,440,818		
(2)その他経費			
業務委託費	8,208,605		
諸 謝 金	295,000		
印刷製本費	13,290		
会 場 費	27,550		
旅費交通費	346,026		
通 信 費	105,317		
消耗品 費	22,678		
地代 家賃	340,200		
租税 公課	450		
研 修 費	50,000		
支払手数料	68,860		
減価償却費	56,760		
支払助成金	35,497,876		
その他経費計	45,032,612		
事業費計		48,473,430	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	26,109		
福利厚生費	9,900		
人件費計	36,009		
(2)その他経費			
諸 謝 金	0		
印刷製本費	29,007		
会 場 費	3,500		
旅費交通費	6,060		
通 信 費	49,862		
消耗品 費	4,531		
租税 公課	2,400		
支払手数料	106,218		
諸会費	100,000		
その他経費計	301,578		
管理費計		337,587	
経常費用計			48,811,017
当期正味財産増減額			11,746,362
前期繰越正味財産額			12,139,853
次期繰越正味財産額			23,886,215

特定非営利活動法人　北海道NPOファンド

貸借対照表

2022 年　 9 月　 30 日現在

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金	217,447		
普通預金	61,406,701		
未収金	48,251		
前払費用	163,400		
流動資産合計		61,835,799	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品	56,760		
(2)投資その他の資産			
出資金	4,000,000		
固定資産合計		4,056,760	
資産合計			65,892,559
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,092,698		
前受金	34,830,056		
預り金	83,590		
流動負債合計		42,006,344	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			42,006,344
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産		12,139,853	
当期正味財産増減額		11,746,362	
正味財産合計			23,886,215
負債及び正味財産合計			65,892,559

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日　2017年12月12日最終改正　NPO法人会計基準協議会)によっています。
(1)固定資産の減価償却の方法
法人税法の規定に基づいて、有形固定資産は定率法で、無形固定資産は定額法で償却をしています。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、取得価額の合計額の3分の1に相当する金額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において償却する一括償却法で償却をしています。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科　目	基金運営事業	休眠預金等活用事業			事業部門計	管理部門(ハンドくん基金)	合計
		緊急コロナ枠	2020年度通常枠	2021年度通常枠			
Ⅰ　経常収益							
受取会費	0	0	0	0	0	50,000	50,000
受取寄付金	13,516,781	0	0	0	13,516,781	48,632	13,565,413
受取助成金等	0	1,857,429	27,659,411	17,360,895	46,877,735	0	46,877,735
事業収益	0	0	0	0	0	60,000	60,000
その他収益	0	0	0	0	0	4,231	4,231
経常収益計	**13,516,781**	**1,857,429**	**27,659,411**	**17,360,895**	**60,394,516**	**162,863**	**60,557,379**
Ⅱ　経常費用							
(1)　人件費							
給与手当	0	0	2,459,794	544,344	3,004,138	26,109	3,030,247
通勤費	0	0	76,280	0	76,280	0	76,280
法定福利費	0	0	360,400	0	360,400	0	360,400
福利厚生費	0	0	0	0	0	9,900	9,900
人件費計	**0**	**0**	**2,896,474**	**544,344**	**3,440,818**	**36,009**	**3,476,827**
(2)　その他経費							
業務委託費	0	354,705	4,797,900	3,056,000	8,208,605	0	8,208,605
諸 謝 金	0	65,000	110,000	120,000	295,000	0	295,000
印刷製本費	0	0	0	13,290	13,290	29,007	42,297
会 場 費	0	5,700	9,600	12,250	27,550	3,500	31,050
旅費交通費	0	187,578	61,672	96,776	346,026	6,060	352,086
通 信 費	0	0	102,197	3,120	105,317	49,862	155,179
消耗品 費	0	0	9,478	13,200	22,678	4,531	27,209
地代 家賃	0	0	226,800	113,400	340,200	0	340,200
租税 公課	0	0	0	450	450	2,400	2,850
研 修 費	0	0	0	50,000	50,000	0	50,000
支払手数料	0	9,075	40,040	19,745	68,860	106,218	175,078
諸会費	0	0	0	0	0	100,000	100,000
減価償却費	0	0	56,760	0	56,760	0	56,760
支払助成金	1,533,325	1,240,981	19,405,250	13,318,320	35,497,876	0	35,497,876
その他経費計	**1,533,325**	**1,863,039**	**24,819,697**	**16,816,551**	**45,032,612**	**301,578**	**45,334,190**
経常費用計	**1,533,325**	**1,863,039**	**27,716,171**	**17,360,895**	**48,473,430**	**337,587**	**48,811,017**
経理区分間振替額	**△ 2,034,811**	**5,610**	**0**	**0**	**△ 2,029,201**	**2,029,201**	**0**
当期正味財産増減額	**9,948,645**	**0**	**△ 56,760**	**0**	**9,891,885**	**1,854,477**	**11,746,362**
前期繰越正味財産額	**8,914,605**	**0**	**113,520**	**0**	**9,028,125**	**3,111,728**	**12,139,853**
次期繰越正味財産額	**18,863,250**	**0**	**56,760**	**0**	**18,920,010**	**4,966,205**	**23,886,215**

3. 【使途等が制約された寄付等の内訳】
使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は23,886,215円ですが、そのうち使途が特定されている正味財産は下記の基金で使用される財産です。したがって、使途等が制約されていない正味財産は、4,966,205円です。

内　容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
越智基金	1,771,105	0	0	1,771,105
市民活動支援基金	807,840	6,060	606	813,294
市民活動支援基金特別枠(2021年度造成)	0	1,844,642	184,464	1,660,178
コープ　2018年北海道地震ボランティア応援基金	126,356	46,475	0	172,831
いぶり基金	0	0	0	0
いぶり基金特別枠	2,010,000	0	0	2,010,000
厚真町子ども応援基金	2,250,000	0	650,000	1,600,000
子ども基金	0	0	0	0
まちのプロジェクト基金	98,604	112,196	210,800	0
小林董信基金(2021年度造成)	0	11,510,051	1,151,005	10,359,046
北海道災害復興支援基金	336,371	156,028	15,603	476,796
北海道災害復興支援基金コロナ特別枠	0	0	0	0
北海道災害復興支援基金47コロナ基金	1,514,329	0	1,514,329	0
休眠預金緊急コロナ枠	0	1,857,429	1,857,429	0
休眠預金2020年度通常枠	113,520	27,659,411	27,716,171	56,760
休眠預金2021年度通常枠	0	17,360,895	17,360,895	0
合計	9,028,125	60,553,187	50,661,302	18,920,010

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科　目	期首取得価額	取　得	減　少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(1)有形固定資産						
什器備品	170,280	0	0	170,280	113,520	56,760
(2)投資その他の資産						
出資金	4,000,000	0	0	4,000,000	0	4,000,000
合　計	4,170,280	0	0	4,170,280	113,520	4,056,760

特定非営利活動法人　北海道NPOファンド

財産目録

2022 年　 9 月　 30 日現在

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	217,447		
北海道労働金庫　本店	8,807,995		
北洋銀行　北七条支店	6,011,315		
郵便振替　ゆうちょ銀行	4,752,922		
北洋銀行　薄野支店	2,476,367		
北海道銀行　薄野支店	20,149,525		
北海道銀行　薄野支店	19,208,577		
未収金			
未精算諸経費	13,251		
正会員会費	35,000		
前払費用			
2022年度家賃	113,400		
2022年度会費	50,000		
流動資産合計		61,835,799	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	56,760		
(2)投資その他の資産			
出資金			
NPOバンク事業組合	4,000,000		
固定資産合計		4,056,760	
資産合計			65,892,559
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
通信費	130,150		
業務委託費(休眠預金事業)	2,331,000		
人件費(休眠預金事業)	551,645		
助成金返還予定	2,477,585		
その他休眠預金事業経費	1,599,018		
ロボットペイメント	3,300		
前受金			
休眠預金(2020年度通常枠)助成金	17,743,423		
休眠預金(2021年度通常枠)助成金	17,086,633		
預り金			
社会保険料	28,690		
源泉所得税	0		
住民税	54,900		
流動負債合計		42,006,344	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			42,006,344
正味財産			23,886,215

監 査 報 告 書

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド
代表理事　今野佑一郎　殿

2022 年 12 月 16 日

認定 NPO 法人北海道 NPO ファ[redacted]
監　事　瀧谷　和隆

監事は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、2021 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び活動計算書）及びその注記並びに財産目録について検討いたしました。

2　監査意見

財務諸表及びその注記並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

【法人基礎データの入力】

◎下記の［　］に「法人名」と「事業年度」と「前期繰越正味財産額」を入力してください。

● 法 人 名：　特定非営利活動法人　北海道NPOファンド

● 事業年度：　※2022年10月1日　～　※2023年9月30日

※西暦で入力・表示したい場合は、「2011」年等と入力し、年号を付けて入力・表示したい場合は、「平成23」年等と入力してください。

	［特定非営利活動に係る事業］	［その他の事業］	［合　計］
● 前期繰越正味財産額：	23,886,215円	0円	23,886,215円

【検算】

◎上記の各シートを入力した後、下記の各数値を入力し、各数値が一致するかを確認してください。

活動計算書の次期繰越正味財産額：		（活動計算書の一番下の数値）
貸借対照表の正味財産合計：		（貸借対照表の下から2番目の数値）
財産目録の正味財産：		（財産目録の一番下の数値）
「一致」 又は 「不一致」	一致	（上記の全の数値が一致すれば「一致」と表記されます）

※財務諸表のサンプルを4パターンに分けてエクセルのデータとして用意しています。
各法人の財政規模や活動内容等に応じて、それぞれの4つのパターンの各シート（活動計算書・貸借対照表注記・財産目録）を組み替えたり、科目等を追加・削除・修正するなどしてお使いください。

特定非営利活動法人　北海道NPOファンド

活動計算書

2022 年　10 月　 1 日　～　 2023 年　 9 月　30 日　まで

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
受取会費		65,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金		893,187	
3. 受取助成金等			
受取助成金		49,791,149	
4. 事業収益			
事業収益		228,000	
5. その他収益			
受取利息		106	
経常収益計			50,977,442
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	2,895,000		
法定福利費	29,410		
人件費計	2,924,410		
(2)その他経費			
業務委託費	13,710,058		
諸 謝 金	490,000		
印刷製本費	32,002		
会 議 費	27,300		
会 場 費	167,270		
旅費交通費	468,332		
通 信 費	48,205		
消耗品 費	21,780		
地代 家賃	642,600		
租税 公課	1,650		
支払手数料	110,893		
減価償却費	204,305		
支払寄付金	150,000		
支払助成金	37,055,250		
その他経費計	53,129,645		
事業費計		56,054,055	
2. 管理費			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸 謝 金	35,000		
印刷製本費	7,965		
旅費交通費	17,520		
通 信 費	55,715		
消耗品 費	1,083		
諸 会 費	100,000		
支払手数料	85,394		
その他経費計	302,677		
管理費計		302,677	
経常費用計			56,356,732
当期経常増減額			△ 5,379,290
Ⅲ 経常外収益			
過年度損益修正益		28,344	
経常外収益計			28,344
Ⅳ 経常外費用			
過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△ 5,350,946
前期繰越正味財産額			23,886,215
次期繰越正味財産額			18,535,269

特定非営利活動法人　北海道NPOファンド

貸借対照表

2023 年　 9 月　 30 日現在

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金	230,955		
普通預金	91,505,474		
未収金	171,238		
仮払金	13,500		
流動資産合計		91,921,167	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品	264,865		
(2)投資その他の資産			
出資金	4,000,000		
固定資産合計		4,264,865	
資産合計			96,186,032
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	5,365,908		
前受金	72,266,861		
預り金	17,994		
流動負債合計		77,650,763	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			77,650,763
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産		23,886,215	
当期正味財産増減額		△ 5,350,946	
正味財産合計			18,535,269
負債及び正味財産合計			96,186,032

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日　2017年12月12日最終改正　NPO法人会計基準協議会)によっています。
(1)固定資産の減価償却の方法
法人税法の規定に基づいて、有形固定資産は定率法で、無形固定資産は定額法で償却をしています。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、取得価額の合計額の3分の1に相当する金額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において償却する一括償却法で償却をしています。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科　目	基金運営事業	休眠預金等活用事業			自主事業	事業部門計	管理部門(ハンドくん基金)	合計
		2020年	2021年	2022年				
Ⅰ　経常収益								
受取会費	0	0	0	0	0	0	65,000	65,000
受取寄付金	841,156	0	0	0	0	841,156	52,031	893,187
受取助成金等	0	25,301,351	20,340,458	4,149,340	0	49,791,149	0	49,791,149
事業収益	0	0	0	0	228,000	228,000	0	228,000
その他収益	0	0	0	0	0	0	106	106
経常収益計	**841,156**	**25,301,351**	**20,340,458**	**4,149,340**	**228,000**	**50,860,305**	**117,137**	**50,977,442**
Ⅱ　経常費用								
(1)　人件費								
給料手当	0	1,140,000	1,305,000	450,000	0	2,895,000	0	2,895,000
法定福利費	0	29,410	0	0	0	29,410	0	29,410
人件費計	**0**	**1,169,410**	**1,305,000**	**450,000**	**0**	**2,924,410**	**0**	**2,924,410**
(2)　その他経費								
業務委託費	0	6,216,655	4,523,975	2,969,428	0	13,710,058	0	13,710,058
諸 謝 金	0	0	0	490,000	0	490,000	35,000	525,000
印刷製本費	0	0	0	0	32,002	32,002	7,965	39,967
会 議 費	0	17,700	9,600	0	0	27,300	0	27,300
会 場 費	0	7,550	6,050	0	153,670	167,270	0	167,270
旅費交通費	0	322,404	145,928	0	0	468,332	17,520	485,852
通 信 費	0	6,727	8,400	9,369	23,709	48,205	55,715	103,920
消耗品 費	0	0	0	21,780	0	21,780	1,083	22,863
地代 家賃	0	226,800	226,800	189,000	0	642,600	0	642,600
諸 会 費	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000
租税 公課	0	600	0	1,050	0	1,650	0	1,650
支払手数料	0	44,165	47,905	18,713	110	110,893	85,394	196,287
減価償却費	0	113,630	90,675	0	0	204,305	0	204,305
支払寄付金	150,000	0	0	0	0	150,000	0	150,000
支払助成金	6,111,520	17,118,730	13,825,000	0	0	37,055,250	0	37,055,250
その他経費計	**6,261,520**	**24,074,961**	**18,884,333**	**3,699,340**	**209,491**	**53,129,645**	**302,677**	**53,432,322**
経常費用計	**6,261,520**	**25,244,371**	**20,189,333**	**4,149,340**	**209,491**	**56,054,055**	**302,677**	**56,356,732**
当期経常増減額	**△ 5,420,364**	**56,980**	**151,125**	**0**	**18,509**	**△ 5,193,750**	**△ 185,540**	**△ 5,379,290**

3. 【使途等が制約された寄付等の内訳】
使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は18,535,269円ですが、そのうち使途が特定されている正味財産は下記の基金で使用される財産です。したがって、使途等が制約されていない正味財産は、4,911,633 円です。

(単位:円)

内　容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末残高
越智基金	1,771,105	0	700,000	1,071,105	
市民活動支援基金	813,294	12,000	1,200	824,094	
市民活動支援基金特別枠	1,660,178	0	1,000,000	660,178	
コープ　2018年北海道地震ボランティア応援基金	172,831	0	172,831	0	残額を災害復興支援基金へ振替
いぶり基金	0	0	0	0	
いぶり基金特別枠	2,010,000	0	450,000	1,560,000	
厚真町子ども応援基金	1,600,000	0	800,000	800,000	
子ども基金	0	712,800	712,800	0	
まちのプロジェクト基金	0	0	0	0	
小林董信基金	10,359,046	11,000	2,501,100	7,868,946	
北海道災害復興支援基金	476,796	247,652	150,000	574,448	コープ　2018年北海道地震ボランティア応援基金からの振替額を含む
団体指定寄付	0	22,222	22,222	0	
休眠預金2020年度通常枠	56,760	25,301,351	25,244,371	113,740	
休眠預金2021年度通常枠	0	20,340,458	20,189,333	151,125	
休眠預金2022年度通常枠	0	4,149,340	4,149,340	0	
合計	18,920,010	50,796,823	56,093,197	13,623,636	

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科　目	期首取得価額	取　得	減　少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(1)有形固定資産						
什器備品	170,280	412,410	0	582,690	317,825	264,865
(2)投資その他の資産						
出資金	4,000,000	0	0	4,000,000	0	4,000,000
合　計	4,170,280	412,410	0	4,582,690	317,825	4,264,865

特定非営利活動法人　北海道NPOファンド

財産目録

2023 年　 9 月　 30 日現在

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	230,955		
北海道労働金庫　本店	7,570,639		
北洋銀行　北七条支店	2,235,191		
郵便振替　ゆうちょ銀行	3,957,083		
北洋銀行　薄野支店	209		
北海道銀行　薄野支店	17,516,034		
北海道銀行　薄野支店	31,735,847		
GMOあおぞらネット銀行	28,490,471		
未収金			
未精算諸経費	106,238		
正会員会費	65,000		
仮払金			
住民税過払い分	13,500		
流動資産合計		91,921,167	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品			
パソコン3台(うち1台償却済)	264,865		
(2)投資その他の資産			
出資金			
NPOバンク事業組合	4,000,000		
固定資産合計		4,264,865	
資産合計			96,186,032
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
業務委託費(休眠預金活用関連)	4,990,908		
人件費(休眠預金活用関連)	225,000		
その他	150,000		
前受金			
正会員会費	10,000		
休眠預金(2020年度通常枠)助成金	14,447,772		
休眠預金(2021年度通常枠)助成金	29,904,589		
休眠預金(2022年度通常枠)助成金	27,904,500		
預り金			
源泉所得税	17,994		
流動負債合計		77,650,763	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			77,650,763
正味財産			18,535,269

監 査 報 告 書

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド
代表理事　今野佑一郎　殿

2023 年 12 月 12 日

認定 NPO 法人北海道 NPO ファ[redacted]
監　事　瀧谷　和隆[redacted]

監事は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び活動計算書）及びその注記並びに財産目録について検討いたしました。

2　監査意見

財務諸表及びその注記並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上